

一般財団法人大阪府人権協会

2024 年度 事業報告

2025 年 5 月 28 日
一般財団法人大阪府人権協会

2024年度 事業報告 概要

1. 人権問題をめぐる世界の状況

ロシアがウクライナに侵攻して、2025年2月で3年が経過しました。2023年10月に始まったハマスによるイスラエルへの越境攻撃とイスラエル軍によるガザへの攻撃は1月19日に6週間の停戦が合意されましたが、その後また攻撃が再開されています。

米国では、米国第一主義を掲げるトランプ大統領が1月に就任し、それまでのDEI（多様性、公正性、包括性）を終了する大統領令を出し、民間にも呼びかけました。これを受けて、米メタが多様性の採用やファクトチェックを転換したり、Googleも多様性採用の転換を表明したりしました。政府効率化省のトップを務めるイーロン・マスク氏はUSAID（アメリカ国際開発庁）を縮小、閉鎖しています。トランプ大統領は、WHOに続き、国連の人権理事会も脱退することを表明しました。世界各国からの輸入に高率の関税をかけることを計画しています。

急速に進歩するAIやICT技術、宇宙開発などの技術革新は、一握りの事業者が国家を超える影響力を持つまでになっています。ChatGPTの普及に始まる生成AIは、人間の能力を超えていく恐れが指摘されています。これらに対してEUではAIに関する国際条約を採択し、AI規制法も成立させて、AIが人権を損なわないような措置を定めました(5月)。

これらに対して、国連では常任理事国で平和の実現をめざして議論を続け、核兵器禁止条約（発効2021年2月）の加盟拡大も進めました。

2. 日本における人権問題の状況

部落問題においては、「全国部落調査復刻版」の裁判において、最高裁が上告を棄却し(12月)、東京高裁判決が確定しました。三重県は、土地購入で被差別部落を理由に契約解除を要求した教員を懲戒処分にしました(7月)。

外国人問題に関わっては、クルド人を排斥するヘイトデモを禁止する仮処分命令がさいたま地裁で出されました(11月)。また、技能実習に代わる育成就労を新設する改正出入国管理法が成立し(6月)、3年後の施行に向けて特定技能の外国人労働者を増やしていく方向へ大きく転換していくことになりました。

障がい者問題をめぐっては、強制不妊手術は違憲であり国に賠償責任を認める最高裁の判決がありました(7月)。これを受けて、強制不妊手術の補償法が成立し(10月)、1月から施行しました。

女性差別をめぐっては、世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数2024で日本は118位で低迷し、その深刻さが浮き彫りになっています(7月)。また、中居正広氏による性加害行為に対してフジテレビが加担していた問題が明るみに出た(12月)、人権問題に対する姿勢が問われました。一方で、経団連が選択的夫婦別姓を早期に求める提言を行ったり(6月)、国連女性差別撤廃委員会が日本に当面審査を行い、夫婦同姓の民法や男系のみの皇室典範の改正などを勧告する最終見解を出しました(10月)。また、福祉と人権、男女平等の取り組みを求める困難女性支援法が施行になりました(4月)。

LGBTQ(性的マイノリティ)をめぐっては、同性婚訴訟で憲法14条と24条違反を認定した東京高裁判決や(10月)、憲法13条違反を加えた福岡高裁判決(12月)、名古屋高裁判決(3月)が出され、立法の責任が問われました。また、男性から性別変更した女性を父と認める初めての判断を最高裁が行っ

たり(6月)、トランス女性の性別変更を手術なしで認める広島高裁判決が出されたりしています(7月)。一方で、LGBT団体を中傷したX投稿者に名誉毀損で賠償命令が横浜地裁で出されたりするなど(11月)、取り組みへの攻撃も続いています。

子どもや若者の人権では、小中学校の不登校児童生徒が34万人で最多となり、いじめの認知件数も73万件で最多となっています(2023年度)。このような中で中高生の自死(自殺)も527人で過去最高となりました(2024年)。一方でヤングケアラーへの支援を強化する改正子ども・若者支援法も成立しました(7月)。

インターネットやSNS等においては、誹謗中傷に対して大規模プラットフォームに迅速かつ十分な対応を求めるために、プロバイダ責任制限法を改正して情報流通プラットフォーム対処法が成立し(5月)、法の施行に向けて省令やガイドラインの策定が進められました。また、AIの開発と権利侵害防止のための規制を進めるために、経済産業省AI事業者ガイドラインの策定や(4月)、AI法案が閣議決定されたりしました(2月)。

個人情報にかかわっては、ニコニコ動画の個人情報25万人分が流出するなど(8月)、サイバー攻撃への対応が課題になっています。また、LINEヤフーの相次ぐ個人情報流出を受けて、個人情報保護委員会が経営体制の見直しを求める2度目の行政指導を行っています(4月)。

これらのほか、ハンセン病問題全国意識調査報告書が公表され、ハンセン病に対する根強い偏見や差別が明らかになりました(4月)。また、労働をめぐっては、カスタマーハラスメントを防止する条例が東京都で成立し(10月)、国においてもカスタマーハラスメントへの対応を義務づける改正労働施策総合推進法が閣議決定されました(3月)。

このように様々な人権問題の解決に向けた法整備や制度の前進が進められていますが、社会の分断と対立から来る閉塞感や自分のおかれた状況への不満を背景にした差別意識や排外主義が、被差別マイノリティや弱い立場にある人に向けられており、さらにそれらがインターネットによって無尽に広げられることによって、深刻な人権状況を生み出しています。

3. 生活課題をめぐる状況

能登半島地震に続き、9月には大水害が能登半島を襲い、復興に向けての取り組みを無にってしまう災害が起きました(9月)。

日本の経済の低迷により、物価の上昇に賃上げが追いついておらず、2024年の実質賃金が前年を下回るのは3年連続です。また、2024年の非正規雇用労働者は労働者全体の36.8%を占め、賃金も正規雇用のおよそ67%であるなど、不安定な労働実態が続いています。

一方、このような社会状況の中で孤独や孤立が進行していることを受けて、孤独・孤立対策推進法が施行されました(4月)。

4. 大阪における人権問題の状況

大阪においては、部落問題において「部落探訪」の削除を求めた大阪での裁判では、大阪地裁が削除命令を出し(5月)、本訴を提訴しました(7月)。また、大阪港湾局の職員が差別発言を繰り返していた事件が明らかになり、糾弾会が行われました(12月)。

障がい者問題をめぐっては、聴覚障害児童が事故で死亡したことによる逸失利益を労働者平均と判断する大阪高裁の判決がありました(1月)。

子どもや若者の人権では、大阪府が私立高校の授業料無償化制度の拡充として、所得制限を撤廃し、授業料の完全無償化を段階的に始めました。

インターネットとしては、大阪府において、インターネット誹謗中傷・差別のない社会づくり条例に基づいてヘイトスピーチなどの不当な差別的言動への削除要請や、被差別部落（同和地区）の摘示事案の行為者に対する説示をおこないました。

以上のような人権問題や生活課題の状況のもとで、大阪府人権協会は取り組みを進めてきました。

5. 2024 年度の取り組み

2024 年度は、2023 年 10 月に大阪府から受託して開始したインターネット専門相談事業が 2 年目になり、ポータルサイトやウェブ広告を行いながら相談対応を進めてきました。また、新たな 3 年間として受託した大阪府人権相談・啓発等事業の最初の年であり、6 月から事業を開始し、専用ポータルサイトも構築して取り組んできました。

相談・支援においては、インターネット専門相談として電話や LINE の相談を進めてきました。人権相談においても LINE 相談を導入し、より多くの層からの相談に対応していきました。また、一般社団法人おおさか人権ネットワークとの共同受託した大阪市人権相談事業においても、相談員研修を進めてきました。

人権啓発においては、市町村における人権啓発への支援を進めました。大阪府人権総合講座においては、新たな人権課題の科目を設けたり、一部をオンデマンドでの受講ができるようにしたりしました。ネットワークとしては、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）による 3 年間の休眠預金を活用した人権 NPO 協働助成事業を終え、独自財源による人権 NPO 協働助成金の募集を行いました。

これらの取り組みを、市町村人権協会や人権地域協議会を中心に、団体や行政、企業等とのネットワークの取り組みとして進めてきました。

（1）差別解消に関する法制度を具体化する取り組み

- ①部落差別解消法やヘイトスピーチ解消法、改正障害者差別解消法、多様な性の理解増進法及び、大阪府ヘイトスピーチ解消条例、大阪府障がい者差別解消条例、大阪府性の多様性理解増進条例を具体化するために、人権総合講座の科目や講師派遣などを通じて、法及び条例の周知と理解を進めました。
- ②大阪府インターネット誹謗中傷・差別防止条例の具体化として、インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」を運営しました。

（2）相談・支援の取り組みの強化

- ①大阪府人権相談窓口として、実件数 701 件、延対応件数 2, 213 件に対応するとともに、市町村サポートとして実件数 43 件、延対応件数 143 件に対応しました。
- ②継続的な相談を解決に近づけていく相談の方策を検討するために、相談員のケアをテーマにおおさか相談フォーラムを開催するとともに、相談事例研究会を開催しました。
- ③インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」として、実件数 424 件、延対応件数 647 件の相談に対応しました。
- ④相談の解決と充実に向けて、専門家との連携や市町村の相談機関、人権相談機関ネットワークの機関や団体との連携、就労支援における一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センターとの連携、大阪市人権相談事業における一般社団法人おおさか人権ネットワークとの連携を進めました。

（３）人権啓発及び人材養成の強化

- ①人権啓発事業については、人権啓発のアドバイスとして実件数 191 件、延対応件数で 669 件に対応し、メールマガジンで 1,625 件の人権情報を提供してきました。また、市町村の人権意識調査などの検討に専門アドバイザーを派遣しました。
- ②人材養成事業においては、大阪府人権総合講座を前期と後期とも集合型で実施する他、人権問題科目の一部をオンデマンドで行い、延 512 人が受講しました。また、介護サービス相談員養成講座は、養成と現任を合わせて 104 人が受講しました。その他の学習や研修を含めて、人権に取り組む人として延 853 人を養成してきました。

（４）ネットワークの強化

- ①おおさか人権協会連絡協議会においては、重層的支援体制整備の状況を学ぶとともに、代表者会議において情報交流を行いました。
- ②独自財源による人権 NPO 協働助成事業として、1 年コースと半年コースに分けて助成事業の募集を行い、1 年コースの 3 事業を選定しました。

（５）提言機能の強化

- ①大阪府の同和問題や福祉、男女共同参画、まちづくり、教育、雇用等の分野における審議会や委員会に参画し、人権の視点からの提言を行ないました。
- ②市町の人権に関する審議会にも参画し、施策の検討に協力しました。

（６）大阪府人権協会の今後の方向の具体化

- ①大阪府人権協会の役割と今後の方向を踏まえ、財政基盤確立につながる方向を検討しました。

以上のように、2024 年度は、インターネット専門相談事業を継続するとともに、新たな 3 年間として受託した大阪府人権相談・啓発等事業を 6 月から開始し、専用ポータルサイトも構築して、人権相談、人権啓発支援、人材養成に取り組んできました。また、独自財源による人権 NPO 協働事業も開始しました。

しかし、事業の拡大は進めていますが、大阪府人権協会の組織基盤の強化については課題があります。さらに、大阪府人権協会の今後の方向である、人権問題への取り組みをつなぐプラットフォームとしての役割をめざしていきます。

2024年度 具体的事業報告

A. 実施事業（人権相談・啓発事業）

I. 人権相談事業

1. 府民向け人権相談事業
2. 市町村人権相談サポート事業
3. 専門家連携相談支援事業
4. 人権相談ネットワーク事業
5. 就労相談支援事業
6. 緊急相談サポート事業
7. インターネット専門相談事業
8. 大阪市人権相談事業

II. 人権啓発事業

1. 人権啓発アドバイザー事業
2. 人権関連情報収集・提供事業
3. 講師リスト作成・紹介事業
4. 人権情報誌・人権教育教材検討事業

III. 人材養成事業

1. 人権総合講座事業
2. 人権ファシリテーター養成事業

IV. ネットワーク推進事業

1. ネットワーク事業
- (1)「おおさか人権協会連絡協議会」
- (2)「大阪府人権協会20市町村連絡会」との連携
- (3)「えせ同和行為等根絶大阪連絡会議」
- (4)「大阪府人権福祉施設連絡協議会」
- (5)人権関係団体連携事業
2. 人権NPO等創造事業

B. その他の事業

I. 人権啓発促進事業

1. 人権関係冊子等販売事業
2. 人権研修受託事業
3. 人権啓発記事作成事業

II. 人材養成促進事業

1. 介護サービス相談員研修事業

III. 土地活用事業

IV. A´ワーク創造館事業（LLP）

C. 法人運営

1. 役員会等の開催
2. 大阪府及び市町村、団体等との連携
3. 大阪府人権協会の広報
4. 職員研修

(2024 年 4 月から 2025 年 3 月までをまとめています。)

A. 実施事業

I. 人権相談事業

1. 府民向け人権相談事業（受託事業）

（1）事業目的

「大阪府人権相談窓口」を開設し、人権に関わる課題を有する府民からの相談を受け付け、助言やその課題に応じた情報提供、適切な相談窓口等の紹介等を行い、人権問題の解決につなげます。

（2）事業内容（2024年4月から5月）

①人権相談窓口の開設・実施

ア. 開設日・時間帯

次の日時において、大阪府人権相談窓口を開設しました。

平日相談：毎週月曜日から金曜日 9時30分から17時30分（祝日・年末年始を除く）

夜間相談：毎週火曜日の夜間 17時30分から20時00分（祝日・年末年始を除く）

休日相談：毎月第4日曜日 9時30分から17時30分

イ. 相談方法

電話、面談、ファックス、手紙、Eメール等で相談を受け付け、対応しました。

ウ. 相談件数

1) 全体（府民向け人権相談、市町村サポートの合計）※専門家連携含む

○月別相談件数（2024年4月から5月）

	実件数	延件数
4月	74	231
5月	65	228
合計	139	459

②「人権問題別集中相談」の実施

○月別相談件数（関連の相談を含む）（2024年4月から5月）

月	テーマ	実件数	延件数
4月	同和問題・部落差別	2	16
5月	ヘイトスピーチ	0	0
合計		2	16

（3）事業内容（2024年6月から3月）

①人権相談窓口の開設・実施

ア. 開設日・時間帯

・電話相談 月曜日から金曜日・第4日曜日：10時00分から16時00分

・LINE相談 木曜日・金曜日：18時00分から22時00分

・面接相談 原則として事前予約制

・メール、FAX、手紙及びはがきによる相談 常時受付

※受付は終了時刻の30分前まで

※電話・LINE・面接相談は祝日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日）を除く
（第4日曜日の電話相談は実施）

イ. 相談件数（2024年6月～3月）

府民向け人権相談、市町村サポートの合計（※専門家連携含む）

1) 相談開設日

	平日 (月～金)	休日 (第4日曜日)	LINE (木・金)
6月	20	1	8
7月	22	1	8
8月	21	1	10
9月	19	1	8
10月	22	1	9
11月	20	1	9
12月	20	1	8
1月	19	1	8
2月	18	1	8
3月	20	1	7
合計	201	10	83

2) 相談受付/対応件数（2024年6月から3月）

	実件数	新規受付 件数	延べ受付 件数	延べ対応件数	総記録数
6月	52	35	141	178	184
7月	73	52	175	182	194
8月	53	30	176	188	199
9月	64	41	175	216	229
10月	66	44	156	181	189
11月	59	38	151	160	167
12月	44	29	141	163	167
1月	40	24	143	146	163
2月	59	36	145	164	175
3月	52	34	154	176	188
合計	562	363	1,557	1,754	1,855

3) 属性 ※上段：実件数、下段：新規受付件数（当該年度に新たに相談を受け付けた件数）

・性別（2024年6月から3月）

	男性	女性	その他	回答しない	不明	合計
6月	19	21	0	0	12	52
	12	12	0	0	11	35
7月	32	33	1	0	7	73
	22	23	1	0	6	52
8月	28	20	1	0	4	53
	18	8	0	0	4	30
9月	25	31	1	0	7	64

	15	20	0	0	6	41
10月	29	27	0	0	10	66
	20	16	0	0	8	44
11月	23	27	0	0	9	59
	14	18	0	0	6	38
12月	20	21	0	0	3	44
	14	12	0	0	3	29
1月	18	18	1	0	3	40
	9	12	0	0	3	24
2月	19	32	1	0	7	59
	11	18	0	0	7	36
3月	28	20	0	0	4	52
	17	13	0	0	4	34
合計	241	250	5	0	66	562
	152	152	1	0	58	363

・年代 ※上段：実件数、下段：新規受付件数（2024年6月から3月）

	10代	20代	30代	40代	50代	60歳以上	不明	合計
6月	2	0	3	4	4	12	27	52
	1	0	1	1	2	5	25	35
7月	3	2	6	5	6	18	33	73
	2	2	3	1	2	12	30	52
8月	1	0	8	3	5	15	21	53
	0	0	3	1	1	6	19	30
9月	1	4	4	3	5	17	30	64
	0	4	0	1	3	7	26	41
10月	1	0	3	6	9	10	37	66
	0	0	0	5	5	1	33	44
11月	1	0	3	5	7	11	32	59
	0	0	0	4	3	5	26	38
12月	0	0	3	2	6	14	19	44
	0	0	0	1	3	7	18	29
1月	1	0	8	3	5	9	14	40
	1	0	3	2	3	2	13	24
2月	6	1	8	6	2	13	23	59
	6	1	3	5	0	2	19	36
3月	1	1	8	5	3	13	21	52
	1	1	2	2	2	6	20	34
合計	17	8	54	42	52	132	257	562
	11	8	15	23	24	53	229	363

・地域 ※上段：実件数、下段：新規受付件数（2024年6月から3月）

	大阪府内	大阪府外	不明	合計
6月	36	2	14	52
	20	1	14	35
7月	55	5	13	73
	36	3	13	52
8月	38	4	11	53
	18	1	11	30
9月	46	3	15	64
	26	1	14	41
10月	46	3	17	66
	27	1	16	44
11月	40	6	13	59
	23	4	11	38
12月	31	3	10	44
	19	1	9	29
1月	31	3	6	40
	18	1	5	24
2月	44	3	12	59
	24	1	11	36
3月	36	6	10	52
	22	3	9	34
合計	403	38	121	562
	233	17	113	363

4) 手法（受付・対応） 内部対応のFAX、手紙に（返信）を追加（2024年6月から3月）

	受付・対応									その他（内部対応）									合計
	電話	LINE	電子メール	面接（対面）	面接（オンライン）	FAX	手紙	出張相談・家庭訪問	小計	ケース検討	情報収集	文書作成	電子メール	FAX	手紙	連絡調整	その他	小計	
6月	117	10	8	6	0	0	0	0	141	29	1	0	7	0	0	4	2	43	184
7月	145	12	11	5	0	1	1	0	175	2	0	0	10	0	0	5	2	19	194
8月	146	10	14	3	0	3	0	0	176	3	1	0	9	3	0	5	2	23	199
9月	149	4	20	2	0	0	0	0	175	3	0	0	17	0	0	15	19	54	229
10月	136	8	8	3	0	0	1	0	156	5	0	0	6	0	1	12	9	33	189
11月	128	6	7	6	0	1	0	3	151	2	0	0	5	0	0	0	9	16	167
12月	130	5	4	2	0	0	0	0	141	1	1	2	4	0	0	12	6	26	167
1月	118	3	15	1	0	0	3	3	143	0	1	0	5	0	2	3	9	20	163
2月	125	6	11	2	0	0	1	0	145	12	0	0	7	0	0	0	11	30	175
3月	133	5	14	2	0	0	0	0	154	1	0	0	13	0	0	5	15	34	188
合計	1,327	69	112	32	0	5	6	6	1,557	58	4	2	83	3	3	61	84	298	1,855

5) 時間帯

・月～金曜日（2024年6月から3月）

	10時	11時	12時	13時	14時	15時	時間外	小計
6月	15	19	20	21	24	16	12	127
7月	46	27	22	16	16	18	16	161
8月	33	22	30	26	29	12	9	161
9月	46	18	21	24	27	16	16	168
10月	30	28	24	19	29	9	7	146
11月	26	25	24	27	25	9	7	143
12月	44	22	15	17	20	6	6	130
1月	33	21	19	22	14	13	14	136
2月	25	23	24	26	18	12	10	138
3月	50	19	17	15	16	16	14	147
合計	348	224	216	213	218	127	111	1,457

・第4日曜日（2024年6月から3月）

	10時	11時	12時	13時	14時	15時	時間外	小計
6月	0	1	0	1	2	0	0	4
7月	0	0	0	1	0	0	1	2
8月	2	1	0	0	2	0	0	5
9月	1	1	0	1	0	0	0	3
10月	1	0	0	1	0	0	0	2
11月	1	1	0	0	0	0	0	2
12月	2	0	0	0	2	2	0	6
1月	1	0	1	2	0	0	0	4
2月	0	0	0	0	1	0	0	1
3月	0	0	0	1	1	0	0	2
合計	8	4	1	7	8	2	1	31

・LINE（2024年6月から3月）

	18時	19時	20時	21時	時間外	小計
6月	1	0	0	0	9	10
7月	4	1	3	0	4	12
8月	10	0	0	0	0	10
9月	3	0	1	0	0	4
10月	8	0	0	0	0	8
11月	5	0	1	0	0	6
12月	5	0	0	0	0	5
1月	3	0	0	0	0	3
2月	5	0	1	0	0	6
3月	5	0	0	0	0	5
合計	49	1	6	0	13	69

6) 人権問題別内訳※上段：実件数、下段：新規受付件数（2024年6月から3月）

同和 問題	女性	男性	障が い者	高齢 者	子ども	外国 人	HIV感 染者	ハン 病	犯罪 被害	労働
23	63	15	150	71	58	13	0	0	4	70
16	31	7	70	30	36	10	0	0	3	45

ホーム ス	医療 問題	刑余 者	性的 マイノ リティ	社会的 養護	自殺 防止	見た 目問 題	新型 コロ ナ	イン ター ネ ット	ヘイト スピー チ	その 他	合計
1	104	1	24	2	25	2	2	44	2	1,025	1,699
1	42	0	11	1	15	2	1	24	2	472	819

・その他の内訳（遺言、相続、不動産、離婚、近隣・知人・友人関係、家族、債権、金融機関、生活、住居、交通事故、学校・保育所、行政、警察、拘留所・刑務所、消費者関係、生活保護、年金、介護保険等の課題等）

○対応その後の経過 ※上段：実件数、下段：新規受付件数（2024年6月から3月）

助言・指 導で終了	侵害行為 者との調 整で終了	専門機関 に繋ぎ 終了	他機関に 繋ぎ終了	繋いだ他 機関に確 認し終了	他機関紹 介で終了	助言と他 機関紹介 で終了
248	0	0	0	1	62	60
148	0	0	0	1	56	49

助言と弁 護士相談 で終了	相談だけ で終了	相談継続	中断の 申出	解決不能	その他 （傾聴）	その他 （その他）	合計
12	1	38	19	0	71	50	562
9	1	17	16	0	33	33	363

ウ. 「人権問題別集中相談」の実施

相談ニーズの掘り起こしの一環として、あらゆる年代が相談しやすいように、かつ、相談すること自体のハードルが高く、相談につながりにくい状況に置かれている当事者からの相談につなげるため、一月単位でテーマを設定し、「人権問題別集中相談」を実施しました。

○月別テーマ・相談件数（関連の相談を含む）（2024年6月から3月）

月	テーマ	実件数	（うち新規）	延べ受付件数	（うち新規）
6月	性的マイノリティ（LGBT）	1	1	2	2
7月	社会的養護	0	0	0	0
8月	子ども・若者	7	2	38	11
9月	障がい者（差別・雇用）	22	13	74	16
10月	同和問題・部落差別	1	1	1	1
11月	ヘイトスピーチ	0	0	0	0
12月	くらし・生活困窮	11	5	67	16
1月	感染症	0	0	0	0
2月	ひきこもり	0	0	0	0
3月	自殺防止	1	1	1	1
合計		43	23	183	47

エ. フォローアップ体制の確立

- 1) 大阪府人権相談窓口から他機関等に繋いだケースのうち、特に困難を抱えるケース等については、必要に応じて繋いだ先の機関と状況確認を行います。
- 2) その中で、状況によっては「ケース会議」等を行い、再度、支援策を検討したり、他機関へ「繋ぎ直す」といったりした取り組みを行います。

オ. 相談の事例

1) 同和問題

- ・高齢の親が行政に保護され、家に帰ってこない。私たちは同和地区出身者なので差別的な対応により保護されたと思っているという相談。

行政が保護した理由は部落差別に関係するものではないと助言したところ、差別に対する不安が和らいだ様子であった。不安に思ったり、困ったりした時には再度相談してほしいと伝えた。

2) 女性

- ・内縁の夫から暴力を受け、入院したことがあるが、シェルターは様々な制限が厳しいので行きたくないとの相談。

シェルター利用のためらい等の気持ちについては傾聴。また、医師から「しばらく休養するよう」助言を受けているとのことなので、医師の指示に従うよう勧めた。しかし、暴言や暴力等を受けた場合は、すぐに警察に通報するよう助言。

3) 男性

- ・私がDVをしていると配偶者から離婚を迫られている。自分を変えたいと思っているので専門の相談機関を教えてくださいとの相談。

男性相談窓口を紹介し、カウンセリングに関しては、男性相談窓口で相談すること、また、離婚に関しては、弁護士に相談することを検討するよう、それぞれ助言した。

4) 障がい者

- ・障がい者のグループホーム建設に反対している住民が差別的な文書を回覧しているとの相談。差別的な回覧板は障がい者差別に該当する可能性があり、市の担当課に連絡するよう助言。内閣府相談窓口を紹介し、当窓口を通して行政に相談概要を伝えることも可能と伝えた。

- ・障がい者雇用の勤務先で嫌がらせを受けている。支援者を交えて相談するが解決ができないとの相談。

まずは就労移行支援のスタッフに相談するよう助言。労働相談と障がい者雇用の相談窓口を紹介した。

5) 高齢者

- ・介護サービスを受けている時に物が無くなったり、勝手に頭髪を剃られたりしたとの相談。虐待と思われるので市の高齢担当課や警察に連絡する様に助言。大阪府と調整し、市の高齢担当課に相談があったことを伝えた。

6) 子ども（LINE相談）

- ・親やバイト先の人から、否定されるようなこと言われるのでしんどい思いをしている。登校しても教室に入れない。迷惑をかけてしまう自分が嫌だという相談。

しんどい時は、泣いたり、愚痴をこぼしたりしてひとりで抱え込まないように助言。あなたは一人じゃないというメッセージを伝えながら気持ちが前向きになるような促しを行った。

7) 外国人

- ・通っている大学で、外国人に対する差別的な発言をする学生がいるのを見聞きした学生からの相談。

まずは差別的な発言を受けている留学生の意向を優先するようにし、学校や守秘義務のある相談機関に相談するよう伝えた。学内の友人に相談したい場合は、留学生の同意を得るよう

助言するとともに、被害を話題にすることで本人が辛い思いをする場合があるので、配慮が必要であると助言した。

8) 性的マイノリティ（LGBT）

- ・出生時に割り当てられた性別に違和感があり、ホルモン治療を受けたいと思っているとの相談。

医療機関は様々で自分に合ったところを選んでいくことになる。医師や治療方針が合わない場合は医療機関を変えることもできると助言し、性的マイノリティに関する相談窓口と保健所を紹介した。

9) インターネット

- ・インターネット上に自分のことが書かれているようだが、どこに書き込まれているか分からない。知人に尋ねても妄想だといわれる。書き込みを見つける方法や調べてくれる事業者を教えてほしいとの相談。

不安をお聴きし、不安が増幅するので書き込みを見つけるためのエグサーチはお勧めしないこと、調べてくれる事業者の把握はしておらず、紹介もできないことを伝えた。不安があるときは引き続き公的機関に相談してほしいと助言。

10) 複数の人権課題（メール相談）

- ・外国籍の同性パートナーとの今後の暮らしについて相談したい。

外国人の相談窓口の紹介と当窓口で弁護士相談が可能であることを伝えた。

- ・高齢の障がい者で高齢者住宅に入居し、金銭管理等を管理者に任せている。しかし毎月の支払い金額は知らされず、領収書や明細書も貰っていない。支援サービスの書類提出を勝手に進められるとの相談。

金銭管理における収支報告や自由にお金を使えないこと、支援サービスを本人抜きに進められることは問題と思われるので、大阪弁護士会を紹介するメッセージを送信した。

カ. 人権相談から見た課題分析とフィードバック

- 1) 大阪府人権相談窓口に寄せられた相談事案を集約しました。
- 2) 府主催の会議等に参加し、情報提供や報告等を行いました。

○会議への参画状況（2024年度）

月	会議名	件数
5月	第1回 差別事象集約及び分析等事業	1
10月	ブロック別人権相談主管課長・担当国会議（泉州ブロック）	1
11月	ブロック別人権相談主管課長・担当国会議（河北ブロック）	1
	ブロック別人権相談主管課長・担当国会議（中部ブロック）	1
	ブロック別人権相談主管課長・担当国会議（北摂ブロック）	1
	第2回 差別事象集約及び分析等事業	1
合計		6

キ. 事業の周知方法等

- 1) 本事業の専用ポータルサイトで広く周知しました。
- 2) ネット広告での周知

- ・ SNS 相談の活用に向けて、LINE の登録者に対して、時間外に「相談する」メッセージがある LINE の登録者に対して SNS 相談開設時間の周知を行いました。
- ・ LINE の登録者に対してプッシュ通知により SNS 相談開設時間の周知を行いました。

12 月 4 日、3 月 28 日

3) チラシ等での周知

本事業を周知するチラシ、ポスター、カードを作成し、行政窓口や関係機関等に広く周知しました。

- ・ 大阪府（人権・福祉・労働の各担当課、教育委員会等）
- ・ 市町村（人権・福祉・労働の各担当課、教育委員会等）
- ・ 大阪市、堺市各区役所
- ・ 大阪府内の公共施設（人権文化センター、青少年会館・児童館、男女共同参画施設、生涯学習施設、国際交流センター等）
- ・ 「人権相談機関ネットワーク」加盟機関
- ・ 大阪府人権擁護士
- ・ 大阪府内人権相談・啓発団体、人権問題に取り組む民間団体・企業
- ・ 大阪府内社会福祉協議会、社会福祉施設・事業所、福祉・保健分野の職能団体
- ・ 企業・団体事務局
- ・ 教育関係団体（大阪府人権教育研究協議会、大阪府立学校人権教育研究会、大阪私立学校人権教育研究会、大阪府専修学校各種学校連合会人権教育推進協議会、大阪市教育センター等）

4) ポスターでの周知

本事業を周知するポスターを作成し、Osaka Metro(大阪市高速電気軌道株式会社)各駅舎に掲示を依頼し、広く周知しました。

5) その他の周知

- ・ 当協会ホームページやメールマガジンで周知を行いました。
- ・ 大阪府と連携して大阪府ホームページで周知を行いました。

6) 事業間連携、当協会の自主事業等の他の事業における周知

- ・ 次の講座や研修等で周知を行いました。
 - ・ 大阪府人権総合講座
 - ・ 当協会主催、他団体主催講演・講座・研修等

ク. 業務マニュアルの作成

- ・ 必要な助言内容等を記載した相談対応マニュアル等を作成しました。
 - ・ 相談対応マニュアル（法制度、各分野の専門相談機関の連絡先等）
 - ・ 相談の対応手順（業務オペレーション）マニュアル
 - ・ 個人情報取扱マニュアル
 - ・ 情報セキュリティ管理マニュアル
 - ・ 危機管理マニュアル
 - ・ 苦情対応マニュアル
 - ・ 緊急対応マニュアル

ケ. 相談員研修

相談員に対し研修を実施しました。

1) 相談員に対する研修

- ・ 5 月 28 日 SNS 相談・メール相談研修

- 相談システム等操作研修
- ・5月29日 相談・支援技術研修
- 業務マニュアル研修
- 「差別のない社会づくりのためのガイドライン」について

2) 講座の受講

- ・大阪府人権総合講座（前期） 科目選択受講（1～2 科目）
- ・大阪府人権総合講座（後期） 科目選択受講（1 科目）

コ. 年次統計分析報告書の作成

- ・令和 6(2024)年度年次統計分析報告書を作成しました。

2 市町村人権相談サポート

(1) 事業目的

市町村からの求めに応じ、各相談に関する助言や支援を行うことで、各市町村の人権相談を支援します。

(2) 事業内容

①市町村人権相談サポートの実施

ア. 相談方法

電話、面談、ファックス、手紙、Eメール等で相談を受け付け、対応しました。

イ. 相談件数

- 1) 市町村サポート全体件数(日常的なサポート、ケース会議、専門家へのつなぎ支援の合計)
(2024 年 6 月～3 月)

	実件数	(うち新規)	延べ受付件数	延べ対応件数
6 月	5	5	9	11
7 月	7	4	20	30
8 月	0	0	0	0
9 月	5	4	11	25
10 月	4	4	8	21
11 月	10	8	20	22
12 月	4	2	8	17
1 月	6	5	8	15
2 月	1	0	1	1
3 月	1	1	1	1
合計	43	33	86	143

- 2) 日常的な相談のサポート (2024 年 6 月～3 月)

	実件数	(うち新規)	延べ受付件数	延べ対応件数
6 月	3	3	3	3
7 月	5	4	8	8
8 月	0	0	0	0
9 月	4	4	5	5
10 月	3	3	5	5
11 月	5	4	9	9
12 月	2	1	2	2

1月	2	2	2	4
2月	1	0	1	1
3月	1	1	1	1
合計	26	22	36	38

3) 市町村・地域における「ケース検討会議」の調整や助言

- ・相談者の課題に応じて市町村との「ケース検討会議」を開催し、調整及び助言等を行います。
- ・市町村が実施する「ケース検討会議」への助言・スーパーバイズ等のために、必要に応じて職員を派遣、内部でケース検討します。
- ・活用に向けて、ブロック別人権相談主管課長・担当者会議等で呼びかけを行いました。

4) 専門家へのつなぎ支援

市町村から受けた相談について、相談ケースに応じて、後記「(3) 専門家との連携相談支援」の専門家と連携して市町村の相談を支援しました。

○専門家との連携相談の調整や助言等（2024年6月～3月）

	実件数	(うち新規)	延べ受付件数	延べ対応件数	右記のうち 専門家連携
6月	2	2	6	8	0
7月	2	0	12	22	1
8月	0	0	0	0	0
9月	1	0	6	20	0
10月	1	1	3	16	0
11月	5	4	11	13	3
12月	2	1	6	15	1
1月	4	3	6	11	4
2月	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0
合計	17	11	50	105	9

5) 市町村等の相談事業への支援

- ・市町村からの相談を通じて市町村の人権相談事業の状況把握等を行いました。
- ・大阪府・市町村相談事業に関わる会議に参画しました。

○会議への参画状況（2024年度）

月	会議名	件数
5月	大阪府市町村人権相談主管課長会議	1
10月	ブロック別人権相談主管課長・担当者会議（泉州ブロック）	1
11月	ブロック別人権相談主管課長・担当者会議（河北ブロック）	1
	ブロック別人権相談主管課長・担当者会議（中部ブロック）	1
	ブロック別人権相談主管課長・担当者会議（北摂ブロック）	1
11月	人権部長会議（全体会）	1
合計		6

- ・「相談事例研究会」により相談事業を支援しました。
実施内容は、後記「ii) ネットワーク事業 ③相談事例研究会の開催」に記載しています。
- ・「人権相談機関ネットワーク」のメール情報発信・収集を活用し、各市町村等の相談員どうしの情報交換の場を提供しました。
実施内容は、後記「ii) ネットワーク事業 ①人権相談機関ネットワークの運営」に記載

しています。

ウ. 相談の事例

- ・相談者は勤務先でハラスメントを受けて、上司に訴えたが改善されず衝動的に退職届を出した。思い直して、退職届の取り下げ願いを提出したが受理してもらえなかった。相談者を弁護士相談に誘導したいとの相談。
弁護士相談に繋いだところ、「退職届の提出から取り下げを申し出るまでに時間が経過しており、退職届は受理されたと推測する。労働審判か裁判に訴える事はできるが、必ず勝訴するとは言えない。その場合は弁護士に受任してもらうことが必要」と助言を受けた。
- ・成年後見人から生活費がもらえないので食費もない。死にたい気持ちがあるとの相談を受けたがどのような対応ができるか助言してほしい。
成年後見人の選任は裁判所が行うので、現時点で相談員が仲裁に入ることは難しいのではないかと。後見人が団体所属であれば団体に相談することができるかもしれない。成年後見支援センターで専門的助言が受けられるかもしれないので問い合わせることや現状を詳しく把握していくことが必要と助言した。
- ・相談者は日本で生まれ育っているが、外国（複数）にルーツがあり、レイシャルハラスメントを受けている。専門の相談機関があれば情報提供してほしい。
人権相談として継続して相談を受けること、加害者を訴える意向があれば弁護士相談に繋ぐこと、レイシャルハラスメントへの対応は、市の多文化交流センター等で情報を得ることを助言。即、解決できない場合でも、相談を通じて社会を変えることにつながると相談者に伝えてはどうかと助言。

エ. 「人権相談のてびき」の更新

「人権相談のてびき」（平成 27（2015）年度作成）について、大阪府と協議の上、人権相談に必要な最新の情報を更新し、市町村等に電子データを配布しました。

また、てびきを「Ⅱ人材養成事業」の「大阪府人権総合講座（人権相談員養成コース）」で活用し、人材養成を通じた各市町村等の人権相談サポートにつなげました。

- ・「人権相談のてびき」電子データ配布
データ送信日 3月27日
- ・「人権相談のてびき」の活用
大阪府人権総合講座
科目名「人権相談の現状と相談の基本 人権相談のてびきと相談の集約から」
講義日 9月3日

3 専門家との連携相談支援

（1）事業目的

相談の内容により、法律や生活、就労、医療などの専門性が必要な相談について、専門家や当事者団体・支援団体等と連携しながら、相談への対応を進めることで、相談の解決を図ります。

（2）事業内容

①大阪弁護士会との連携

大阪弁護士会と連携して弁護士の紹介を受け、法律相談を実施しました。

②弁護士以外の専門家・当事者団体等との連携

該当なし

＊派遣を行う場合、基本的に相談員が案内し、相談者の希望があれば相談に同席します。

○月別相談件数（実件数）（2024 年 6 月～3 月）

	弁護士	その他の 専門家	当事者・ 支援団体	合計
6 月	0	0	0	0
7 月	1	0	0	1
8 月	0	0	0	0
9 月	2	0	0	2
10 月	0	0	0	0
11 月	3	0	0	3
12 月	2	0	0	2
1 月	4	0	0	4
2 月	0	0	0	0
3 月	0	0	0	0
合計	12	0	0	12

③相談の事例

- ・日常的に子どもが利用している習い事教室が主催するイベントで子どもがケガをしたが、スタッフは把握していなかった。再発防止のために出来事を確認するつもりだったのに、クレームと勘違いされたのか退会を求められた。親子ともに継続利用したいのにどうすれば良いか。また、クレーマー扱いされて相手から訴えられないか心配しているとの相談。
習い事教室との契約が無いこと、料金を支払ったのにサービスが提供されないということではないので、法的に争うことはできない。関係が拗れているので継続利用するメリットは無いように思われる。子どもを支えつつ次のステップに進むこと。相手方から訴えられた場合は必要以上に恐れず、事務的に対応するよう助言を受けた。
- ・親が信仰する新興宗教に入信。宗教活動に疑問に感じ、親元を離れ、役所で親や他人に住所を知らせない支援措置をとった。当該支援措置の更新のため、第三者の意見書を書いてほしい。
以前の意見書をもって対象者であることを現住所地の支援機関に説明し、同様の意見書を取得する方法があると助言を受けた。

4. 人権相談ネットワーク事業

（1）事業目的

人権に関する様々な相談に取り組む機関や団体とのネットワークを作ることで、人権に関する相談の充実をはかります。

（2）事業内容

①人権相談機関ネットワークの運営

ア. 加盟機関リストの管理

- 1) 登録内容更新のため、加盟機関(294 機関)に郵送と電子メールにより「人権相談機関ネットワーク登録情報調査票」を送付しました。
- 2) 変更の回答があった機関については、加盟機関の登録情報を更新しました。
未回答の機関については、電話連絡やホームページ記載内容による確認を行いました。
機構改革により、1 機関からの退会を受け付けました。
- 3) 令和 6（2024）年度「人権相談機関ネットワーク一覧」を、大阪府人権相談・啓発等事業ポータルサイトに掲載しました。掲載情報の項目は次のとおりです。

機関名、所在地、主な相談分野、電話番号（FAX、メール）、相談日、相談時間、相談窓口または担当課の URL、相談事業に関する報告書等
また、必要に応じて随時「人権相談機関ネットワーク一覧」の更新を行いました。

○人権相談機関ネットワーク加盟機関統括表

区 分	加盟数 2025 年 3 月 31 日
国相談機関	1
府相談機関	28
市町村人権相談担当部署	43
人権文化センター	29
地域人権協会・人権地域協議会	37
市町村相談機関等	109
公益法人、NPO 等	47
合 計	294

イ. 未加盟相談機関に対する加盟促進

- 1) 未加盟の相談機関への働きかけ
5 機関に対して新規加盟の呼びかけを行いました。
- 2) 新規加盟
呼びかけの結果、次の機関から加盟申請があり、その手続きを行いました。
四條畷市人権協会（加盟日 3 月 10 日）
- 3) ポータルサイトを活用した PR 活動
大阪府人権相談・啓発等事業ポータルサイトを活用し、「人権相談機関ネットワーク加盟のご案内」を掲載して加盟への PR 活動を行いました。

ウ. ネットワーク加盟機関相互の情報交換の促進

- 加盟機関同士の連携強化のための情報交換を行いました。
- ・加盟機関のイベント情報等とメールマガジン「人権あらかると」（人権関連情報収集・提供事業）を、電子メールアドレス情報の提供のあった全加盟機関に送信しました。
 - ・加盟機関のイベント情報等を「人権あらかると」に掲載し、送信しました。

○ネットワーク加盟機関への情報提供（2024 年度）

	送信日時	内容
1	6 月 18 日	6 月前半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると 6 月前半号分」
2	7 月 1 日	6 月後半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると 6 月後半号分」
3	7 月 11 日	7 月前半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると 7 月前半号分」
4	7 月 31 日	7 月後半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると 7 月後半号分」
5	8 月 9 日	8 月前半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると 8 月前半号分」
6	8 月 27 日	8 月後半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると 8 月後半号分」
7	9 月 6 日	9 月前半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると 9 月前半号分」
8	9 月 30 日	9 月後半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると 9 月後半号分」
9	10 月 16 日	10 月前半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると 10 月前半号分」
10	10 月 30 日	10 月後半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると 10 月後半号分」

11	11月18日	11月前半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると11月前半号分」
12	11月28日	11月後半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると11月後半号分」
13	12月12日	12月前半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると12月前半号分」
14	12月25日	12月後半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると12月後半号分」
15	1月16日	1月前半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると1月前半号分」
16	2月3日	1月後半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると1月後半号分」
17	2月20日	2月前半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると2月前半号分」
18	2月28日	2月後半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると2月後半号分」
19	3月12日	3月前半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると3月前半号分」
20	3月31日	3月後半号 加盟機関の企画等案内及び「人権あらかると3月後半号分」

②おおさか相談フォーラムの開催

ア.「令和6（2024）年度おおさか相談フォーラム」を開催しました。

1)テーマ：相談・支援をされている方のメンタルケアとサポートについて考える

～よりよい相談・支援につなげるために～

2)日時：2025年2月27日 13時30分から17時

3)会場：大阪市立阿倍野市民学習センター 講堂

4)プログラム

第1部 基調講演「相談員のメンタルケア：セルフケアとサポートの方法」

講師：土井 晶子さん（神戸学院大学 心理学部 心理学科 教授）

第2部 相談・支援の現場からの報告

実践報告「相談員の養成とメンタルケア」

報告者：北條 達人さん（認定特定非営利活動法人 国際ビフレンダーズ

大阪自殺防止センター 理事長）

第3部 参加者の交流と意見交換

※会場内に参加団体を紹介するリーフレット、イベントチラシなどを置く「情報交流コーナー」を設置することで、加盟機関等同士の交流を促進しました。

また、大阪府と内容・様式について協議・決定した参加者アンケートを実施しました。

5)参加者数：70人

イ.「おおさか相談フォーラム」開催報告を大阪府人権相談・啓発等事業ポータルサイトに掲載しました。

③相談事例研究会の開催

相談事例をもとに、相談スキルの向上と加盟機関同士の交流・連携の活発化を図

るために、「令和6（2024）年度 相談事例研究会」を開催しました。

ア.開催日時・会場・事例の概要・参加人数

回	日時	会場	相談事例の概要	ブロック	参加人数
第1回	9月27日（金） 14時から17時	茨木市立総持寺 いのち・愛・ゆめ センター	視覚障がいが悪化したため、一人での外出がしんどくなる中でも自宅で一人暮らしを続けたいという高齢者からの相談	北摂	9人

第2回	10月11日(金) 14時から17時	四條畷市市民総合センター(四條畷市立公民館)	体調を崩し働く意欲がなくなり引きこもり生活をしている中、家賃滞納で強制退去命令が届きどうしたら良いのかわからなくなった女性からの相談	河内北	16人
第3回	10月18日(金) 14時から17時	和泉市立人権文化センター(ゆう・ゆうプラザ)	精神障害のある息子が他者からの権利侵害により数多くのトラブルを抱えており、本人の権利を護り安心して暮らさせてあげたいという父親からの相談	泉州	22人
第4回	11月1日(金) 14時から17時	藤井寺市役所	夫からの言葉の暴力や金銭トラブルが起きていて別居しているが、夫から一方的に離婚を言い渡されて生活費がもらえなくなった妻からの相談	河内南	18人

- イ. 内容：講義「重層的支援体制整備事業と人権相談」、相談事例の報告、グループワーク、まとめ、助言と情報提供
- ウ. 講師：潮谷光人さん（東大阪大学こども学部教授）
- エ. 相談事例研究会の開催報告と、検討した事例の概要を大阪府人権相談・啓発等事業ポータルサイトに掲載しました。

④人権相談集約・報告

人権相談機関ネットワーク加盟機関から集約した2023年度分の人権相談件数等を整理し、「2023年度の大阪府内における人権に関する相談の状況」の作成に向けて、順次、集計作業を行いました。

ア. 人権に関する相談の状況を集約しました。

対象：大阪府人権相談窓口、各市町村人権担当課及び人権文化センター、各市町村人権協会・人権地域協議会の人権相談窓口

内容：前年度の人権に関する相談件数及び相談事例

方法：郵送及び電子メールにて依頼

イ. 学識経験者の監修協力を得て、「令和5（2023）年度の大阪府内における人権に関する相談の状況」を作成し、大阪府人権相談・啓発等事業ポータルサイトに掲載しました。

5. 就労相談支援事業（補助事業）

（1）事業目的

人権に関する相談事業を充実させるために、一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）と共同体を結成し、大阪府内の就労相談事業の充実を進めます。

（2）事業内容

大阪府より共同体として「就職困難者に対する就労支援事業」の補助を受け、大阪府人権協会として次の事業を実施しました。

①地域就労支援センターとの連携

市町村で行われている地域就労支援センターのコーディネーター等との連携を進めるために、市町村を訪問し、就職困難者等に応じた就労相談への支援を行いました。

- 訪問：6月19日 交野市地域就労支援センター
7月25日 柏原市地域就労支援センター
8月26日 高石市地域就労支援センター
9月10日 茨木市地域就労支援センター
9月12日 阪南市地域就労支援センター
12月3日 泉大津市地域就労支援センター
12月6日 羽曳野市地域就労支援センター（羽曳野市立人権文化センター）
1月23日 大東市地域就労支援センター（大東市立野崎人権文化センター）
2月13日 田尻町地域就労支援センター
3月10日 門真市地域就労支援センター

②C-STEP との協議

実施：4月25日、9月25日、3月19日

③実績・分析報告書の作成

取り組んだ内容をまとめて、就労相談に関する調査研究事業の実績・分析報告書を作成しました。

6. 緊急相談サポート事業（受託事業・自主事業）

(1) 事業目的

人権相談において緊急の支援を必要とする相談者に対して、緊急かつ一時的な自立支援を行ない、相談者の自立支援に資することを目的とします。

(2) 事業内容

(2) 事業内容

既存の各種法律・制度で対応できない緊急性が高い相談に対して、必要なサポートを実施し、居住市町村と連携、つなぎ等を行ないながら、対象者の自立支援と被害の救済につなげました。

①緊急一時生活支援

○件数（2024 年度）

	合計
実件数	0
延件数	0
食糧	0
物品	0
一時	0

②被害救済支援

○件数（2024 年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
実件数	0	0	0	0	0	0	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
実件数	0	0	0	0	0	0	0

7. インターネット専門相談事業（受託事業）

（1）事業目的

インターネット上のトラブルに関する相談を幅広く受け付け、誹謗中傷や差別等の人権侵害に関する問題に対して、必要な助言や情報提供、専門機関の紹介等を通して、人権問題の解決につなげます。

（2）事業内容

①専門相談窓口の運営

大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」を運営し、大阪府内に在住、在勤、在学されている方およびその親族からの相談を受け付けました。

ア. 相談窓口開設期間：2024年4月1日から2025年3月31日

○月別相談開設日数（2024年度）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	
26	25	26	27	26	24	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
27	25	25	24	23	26	304

イ. 相談方法：SNS（LINE）、電話、メール、FAX、手紙、面接（オンラインでの面接相談を含む）

ウ. 相談時間：

○SNS（LINE）、電話、面接：

毎週月曜日から土曜日 16:00 から 22:00（受付は 21:30 まで）

第2日曜日 13:00 から 18:00（受付は 17:30 まで）

※祝日を除く

○メール、FAX、手紙：

常時受付

エ. 月別相談件数等：

○月別相談件数（2024年度）

	実件数	新規受付件数	延べ受付件数	延べ対応件数
4月	29	29	43	50
5月	36	35	63	68
6月	39	37	56	60
7月	43	38	61	67
8月	37	35	50	54
9月	25	23	34	39
10月	54	52	71	76
11月	34	31	54	60
12月	36	34	50	53
1月	26	23	35	37
2月	38	33	47	48
3月	27	23	35	35
合計	424	393	599	647

○相談手法別受付件数（2024年度）

電話	SNS	電子メール	面接（対面）	面接（オンライン）	FAX	手紙	合計
334	224	38	1	0	1	1	599

○課題区分別相談件数（2024 年度）

誹謗・中傷	差別	違法情報	有害情報	その他	人権問題外	不明	合計
223	29	14	9	207	14	49	545

※「その他」の内訳（なりすまし、つきまとい、脅迫、アカウントの乗っ取り、インターネット上以外での人権侵害に関する相談等）

○対応別件数（2024 年度）

助言	情報提供	他機関紹介	問題整理	傾聴	
248	16	78	0	53	
専門家連携	相談者から中断	相談継続	解決不能	その他	合計
8	103	61	2	30	599

オ. 相談・対応事例

○誹謗・中傷

- ・Instagram で相談者になりすましたアカウントを作成され、相談者の仕事の内容について虚偽の情報を拡散された。嘘を書き込んだ相手を特定したいという相談。発信者情報開示請求を行う必要があるため、書き込みを証拠として保全した上で、弁護士に相談するよう助言した。
- ・20 年以上前にインターネット上の掲示板に有名人に対する誹謗中傷を書き込んだことを後悔しており、削除したいとの相談。かなりの時間が経過しており、アクセスログが保存されている可能性も低いため、一般的に書き込みの削除は難しいと考えられることを説明した。

○差別

- ・SNS 上で日本に在住する特定の民族の方や、大阪の特定の地域の方を侮辱するような書き込みを複数見つけたが、どうしたら良いかとの相談。「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」及び「インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針」に基づいて大阪府に報告できることを説明し、相談者より該当する URL の提供を受けた。

○違法情報・有害情報

- ・未成年の娘の顔写真と裸の女性の写真を合成した画像を作成され、学校の同級生の LINE グループで拡散された。どのように対応すれば良いかという相談。いじめ事案として学校や教育委員会に対応を求めるとともに、証拠を保全した上で警察への被害届の提出と弁護士への相談を行うよう助言した。
- ・息子が SNS 上で知り合った人物に依頼して、同じ学校に通う女子生徒の顔写真と裸の女性の写真を合成した画像を作成してもらったことが発覚した。当該女子生徒の保護者からは、画像を作成した人物の手元にある画像も削除するよう求められているが、どうしたら良いかという相談。法的な手続きによって相手（作成者）の身元を特定する必要があるため、弁護士に相談するよう助言した。

○その他

- ・X（旧 Twitter）上で、数年間にわたって同一のアカウントからつきまとわれ、嫌がらせを受けているが、どうしたら良いかという相談。当該アカウントを地道にブロックし続けるとともに、相談者自身のアカウントを非公開にしたり、SNS から距離を取ったりすることで新たな被害を食い止めるようにしてはどうかと助言した。
- ・国内で大きな地震があった際に、X（旧 Twitter）に生成 AI で作成した大地震で崩壊した街の様子画像を投稿したところ、「逮捕されますよ」等のリプライが付けられた。本当に逮捕されるようなことになるのか教えてほしいとの相談。当窓口では逮捕に至るかどうかを判断することはできないが、特定の個人を傷つけたり業務を妨害して損害を与えたりしていないとしても、社会的な批判の対象となる可能性は高いため、十分注意するよう助言した。

②専門家への相談体制の構築

相談内容により、弁護士や臨床心理士・精神保健福祉士等の専門家や、様々な課題に取り組む当事者団体や支援団体等への相談を実施しました。

ア. 専門家への相談の実施状況

○専門家への相談 月別実施件数（2024 年度）

	弁護士	こころの悩み	当事者・支援者	計（月）
4 月	2	0	0	2
5 月	0	0	0	0
6 月	0	0	0	0
7 月	2	0	0	2
8 月	0	0	0	0
9 月	0	0	0	0
10 月	1	0	0	1
11 月	1	0	0	1
12 月	1	0	0	1
1 月	1	0	0	1
2 月	0	0	0	0
3 月	0	0	0	0
合計	8	0	0	8

イ. 相談の事例

- ・電話番号情報の口コミサイトに、私の携帯電話番号が掲載されており、私を誹謗中傷するような内容のコメントが書き込まれている。当該サイトには削除を依頼しているが、返事がない。なんとか削除したいが、どうすれば良いか。
- ・X（旧 Twitter）上で特定のアカウントが私や私の親族の写真や実名を晒したり、誹謗中傷を書き込んだりしている。発信者情報開示請求を行って、投稿者を特定したい。また、当該ポストを削除させたい。

③情報のデータベース化と分析

今後の相談事業や教育・啓発の効果的な取り組み、制度や施策の構築につなげられるよう、相談窓口に寄せられた事例や相談者の属性、受付・相談時間等の情報を集約・分析しました。

ア. 相談記録データベースの構築・運用

- ・日々の相談業務において得られた相談者および相談内容、対応内容等に関する情報を、対応毎に相談記録データベースに記録・集約しました。
- ・相談業務の実施状況や相談の集約・分析方法を検討し、随時データベースシステムおよび相談記録の修正を行いました。

イ. 相談の分析・報告

- ・相談記録データベースに基づき、相談の傾向や人権侵害の実態、課題等を多角的に分析、検討を行うため、インターネット誹謗中傷・トラブル相談分析検討委員会を設置・運営しました。

○第1回委員会

日時：①5月13日13時20分から14時50分、②5月14日11時00分から12時00分

会場：①一般財団法人大阪府人権協会第1会議室、②オンライン（Zoom ミーティング）

○第2回委員会

日時：10月17日10時30分～12時00分

会場：一般財団法人大阪府人権協会第1会議室およびオンライン（Zoom ミーティング）

- ・令和5（2023）年度の年次統計分析報告書を作成するとともに、専用ポータルサイトにお

いて、令和5（2023）年度相談実績報告書を掲載・公表しました。

④広報・啓発活動の実施

本事業の内容を府民に広く周知するとともに、府民がインターネット上の誹謗中傷・差別等の
人権侵害情報の問題についての知識やその対応を学ぶことができるようにしました。

ア. 専用ポータルサイトの運営

相談窓口の案内や関連情報、LINE 相談およびメール相談の受付フォーム等を掲載した専用
ポータルサイトの運営を行い、相談窓口の情報等を周知しました。

・ポータルサイト URL：<https://net-harmony.pref.osaka.lg.jp/>

○専用ポータルサイト アクセス数等（2024 年度）

	アクセス数	セッション数	ページビュー数	更新件数
4 月	539	735	1,372	1
5 月	665	919	2,957	2
6 月	562	651	1,441	1
7 月	776	1,495	1,874	1
8 月	5,406	6,815	8,998	2
9 月	5,543	7,153	10,613	1
10 月	7,217	17,601	25,672	1
11 月	12,705	16,354	28,618	1
12 月	5,530	7,215	10,923	2
1 月	5,712	7,598	12,600	1
2 月	4,823	6,464	9,847	1
3 月	614	1,154	1,309	1
合計	50,092	74,154	116,224	15

イ. 広告・チラシ等の配付

○本事業を周知するチラシ、ポスター、カードを作成し、関係諸機関へ配布しました。

作成部数：チラシ 10,000 部、カード 10,000 部、ポスター 1,000 部

発送日：5 月 29 日、10 月 22 日ほか

配布先：大阪府及び市町村の人権、教育、福祉、労働等の担当課及びその関係施設、人権
相談機関ネットワーク加盟機関、人権問題に取り組む民間団体・企業組織等
計 753 箇所

大阪府内の大学・短期大学・専修学校等 計 356 校

OsakaMetro 全 117 駅

その他希望者、希望機関等

○本事業を周知するため、LINE に広告を出稿しました。

表示期間：8 月 10 日から 2 月 28 日

ターゲット：大阪府内に在住・在勤（在学を含む）の、10 歳以上 59 歳以下の人

※広告の一部については、「子育て／出産・育児」「モバイルゲーム」「オンラインゲー
ム」「SNS タレント」「オンラインショッピング」「ウェブサイトコンバージョンが多い」

「テレビ視聴頻度が低い」の各セグメントにより詳細ターゲティングを行いました。

○本事業を周知するため、Google に広告を出稿しました。

表示期間：8 月 10 日から 2 月 28 日

ターゲット：大阪府内に在住・在勤（在学を含む）の、10 歳以上 59 歳以下の人

8. 大阪市人権相談事業（受託事業）

（1）事業目的

様々な人権問題に関する課題を持つ大阪市民からの相談を受ける「大阪市人権相談窓口」を共同

で開設、運営し、多様な人権問題にかかわる相談ニーズに応じることで、人権問題の解決につなげていきます。

(2) 事業内容

一般社団法人おおさか人権ネットワークと「大阪市人権相談事業業務委託共同体」を結成し、大阪市より大阪市人権相談事業の委託を受けて、人権相談事業を実施します。

①大阪市人権相談窓口の運営

②人権相談担当者の研修

ア. 第1回人権相談担当者研修会

日時：9月2日 13時から17時30分

会場：大阪市職員人材開発センター

対象：各区役所人権相談担当者及び人権啓発・相談センター相談員

内容：第1講 演題：人権問題の動向と相談の課題

講師：柴原 浩嗣

(一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事)

第2講 演題：改正障害者差別解消法と相談の課題

講師：西尾 元秀 さん

(障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議事務局長)

参加人数：34人(うちオンライン9人)

イ. 第2回人権相談担当者研修会

日時：12月20日 14時15分から17時30分

会場：大阪市職員人材開発センター

対象：各区役所人権相談担当者及び人権啓発・相談センター相談員

内容：演題：相談の技法と演習として、傾聴とコミュニケーションを学ぶ

講師：重野 勉 さん (社会福祉法人ポポロの会理事長)

参加人数：24人(うちオンライン9人)

Ⅱ. 人権啓発事業

1. 人権啓発アドバイザー事業(受託事業・自主事業)

(1) 事業目的

行政をはじめ企業、市町村人権協会・人権地域協議会等の民間団体などで実施される人権啓発における相談に適切なアドバイスを行い、より効果的な人権啓発事業が実施できるよう支援を行います。

(2) 事業内容

①アドバイザーの設置

ア. 常勤アドバイザー

職員による常勤アドバイザーを5人(メインアドバイザー3人、サブアドバイザー2人)配置し、電話、来訪、Eメール、オンラインによる日常相談を行い、人権啓発を支援しました。

○人権啓発アドバイザー 月別相談件数(2024度)(委託)

	件数	相談手段	相談者種別	相談種別
--	----	------	-------	------

	実数	延日数	延対応件数	電話	F A X	メール	面談	その他	行政	行政以外	紹介	企画	全般	問合	その他
4月	9	16	24	12	0	10	1	1	11	5	10	1	0	3	3
5月	13	19	30	18	0	11	1	0	7	10	12	0	4	1	0
6月	12	28	42	28	0	10	4	0	24	4	24	0	3	3	0
7月	19	31	45	19	0	20	3	3	16	15	23	5	4	5	0
8月	16	31	47	26	0	10	5	6	20	11	25	9	3	4	0
9月	20	31	41	23	0	9	3	6	27	4	13	4	5	13	2
10月	16	50	128	42	0	78	6	2	47	3	13	0	29	8	0
11月	17	31	48	24	0	19	5	0	29	2	16	0	5	10	0
12月	11	20	28	13	0	13	1	1	20	0	7	0	5	5	3
1月	15	37	75	30	0	37	5	3	36	1	12	2	19	1	4
2月	16	33	77	25	0	47	4	1	30	3	10	5	19	4	0
3月	9	18	30	5	0	24	1	0	10	8	7	0	3	7	2
計	173	345	615	265	0	288	39	23	277	66	172	26	99	64	14

※相談者種別「行政以外」には、行政から紹介された団体を含む。

○人権啓発アドバイザー 月別相談件数（2024年度）（自主）

	件数			相談手段					相談種別				
	実数	延日数	延対応件数	電話	F A X	メール	面談	その他	紹介	企画	全般	問合	その他
4月	2	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	4	8	9	2	0	7	0	0	5	0	0	1	2
7月	2	3	2	7	0	2	0	0	0	0	0	1	2
8月	3	8	14	4	0	7	0	3	6	0	0	2	0
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11月	3	6	15	4	0	11	0	0	5	1	1	0	0

12月	1	1	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0
1月	1	1	2	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
2月	1	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
3月	1	1	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0
計	18	31	54	21	0	30	0	3	20	9	14	0	0

イ. 専門アドバイザーの派遣相談

1) 派遣先：守口市 人権市民相談課

日時・場所：10月11日 15時から16時、オンライン（Zoom）

依頼内容：人権市民意識調査（令和7年度実施予定）の調査項目案への助言

専門アドバイザー：

2) 派遣先：藤井寺市 協働人権課

日時・場所：10月31日 14時から15時30分、大阪府人権協会

依頼内容：「男女共同参画」と人権に関する市民意識に関するアンケート調査票への助言、人権意識に関するアンケート調査実施への助言。

専門アドバイザー：

3) 派遣先：泉南市 人権推進課

日時・場所：11月22日 14時から16時15分、大阪府人権協会（オンライン併用）

依頼内容：「同和行政基本方針」及び「同和行政推進プラン」の改訂内容（「部落差別解消基本方針」案（仮）及び「部落差別解消推進プラン」案（仮））に対する助言

専門アドバイザー：

4) 派遣先：能勢町 総務部 総務課

日時・場所：12月24日 10時から11時20分、オンライン（Zoom）

依頼内容：「第3次 能勢町男女共同参画推進プラン」作成にあたっての意識調査項目に対する助言

専門アドバイザー：

5) 派遣先：太子町 住民人権課

日時・場所：2月19日 13時30分から15時15分、関西大学 千里キャンパス

依頼内容：「第2次 太子町人権行政基本方針及び推進プラン」の改正に向けた「人権に関する住民意識調査」（令和7年度実施予定）の調査項目案への助言

専門アドバイザー：

6) 派遣先：河内長野市 人権推進課

日時：3月14日 13時30分から15時30分、関西大学 千里キャンパス

依頼内容：令和7（2025）年度 人権に関する市民意識調査の調査票作成への助言

専門アドバイザー：

②啓発交流

ア. 啓発実践・交流会の開催

事業活用に向けた理解促進と人権啓発に関する様々な情報の交流を幅広く行う場として、啓発実践・交流会を開催しました。

日時：7月24日 14時から16時45分

場所：HRC ビル

参加：府内市町村 人権啓発担当課職員等 19市8町 31人

内容：1)人権啓発支援事業実施要領の説明と「人権啓発に関わるアンケート」実施報告

報告：一般財団法人 大阪府人権協会

2)専門アドバイザー活用報告

・職員意識調査の分析から市民意識調査や市人権施策推進基本方針の改定への助言

報告者：高石市 総務部 人権・生活相談課
・町民意識調査の結果分析と集約結果報告書案への助言、並びに男女共同参画
計画策定に向けた助言

報告者：島本町総合政策部人権文化センター

3)情報・意見交流

小グループ（テーマ別）にわかれ、各市町村の人権啓発事業実施における悩みや課題、工夫等の情報や意見交換を行い、解決へのヒントを見いだすための交流会を行いました。

・ファシリテーター：一般財団法人 大阪府人権協会

・テーマ：「啓発企画（イベント、講座、講師等）」

「方針・計画（調査、方針、計画等）」

「集客・若年層（イベント、講座等）」

「ネット侵害取組（啓発、相談案内等）」

「なんでも交流（悩み、工夫等）」

4)啓発物や資料の展示

各市町村の昨年度分の人権啓発事業で作成・配付された資料や広報物の展示を行いました。

イ. ブロック別啓発交流・相談会

少人数でじっくりと情報交換や悩み・課題の共有を行い、よりよい事業づくりに向けた方策を見いだす機会として開催するブロック別啓発交流・相談会の実施に向けて、準備や当日の運営等を行いました。

4ブロック合わせて、30人（22市、5町、1村）に参加していただきました。全てのブロックで、人権啓発担当課が実施する業務における悩みや課題を共有し、解決に向けた情報交換を行い、啓発に関する相談会においては事前に相談内容を1件集約し、当日に対応しました。各ブロックの開催状況は次の通りです。

1) 北摂ブロック

日時：11月21日 14時から16時30分

会場：池田市役所 大会議室

参加：6市 7人

2) 河内北ブロック

日時：11月11日 14時から16時30分

会場：四條畷市市民総合センター・四條畷市立公民館 会議室4

参加：7市 7人

3) 河内南ブロック

日時：11月18日 14時から16時30分

会場：松原市人権交流センター 多目的室1

参加：4市2町1村 8人

4) 泉州ブロック

日時：11月27日 14時から16時30分

会場：岸和田市立公民館・中央地区公民館 多目的ホール

参加：5市3町 8人

内容：1)人権啓発支援事業の紹介と報告及び人権相談事業や人材養成事業の紹介

報告：一般財団法人 大阪府人権協会

2)グループに分かれての情報・意見交流と学びの共有

3)啓発相談会

ウ. オンライン啓発交流・相談会

幅広く交流の場を創出するために、オンラインを活用した交流・相談会として、各市町村の啓発事業の内容や手法の工夫等を学び合い、情報交換することで、より効果的な市町村の啓発事業につなげ、よりよい事業作りに向けた方策を見いだす機会として開催しました。

日時・会場：2月3日 13時30分から16時40分、オンライン（Zoom ミーティング）

参加自治体数と人数：12市3町 18人

内容：1)市町村における取り組み報告

「和泉市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」に基づき実施している取り組み概要、大学との連携による広報の取り組み

報告者：和泉市人権・男女参画室、和泉市人権協会

2)グループでの情報・意見交流

3)グループ交流の共有、まとめ

4)啓発事業オンライン相談会

③人権啓発支援事業の周知

ア. 実施要領による周知

人権啓発支援事業全体の実施要領（4～5月版と6月以降版）を作成し、市町村に送付することで、事業の周知を行いました。

イ. 様々な機会を活用した事業の周知

会議等の機会を活用し、事業の周知を行いました。

- ・7月24日 啓発実践・交流会
- ・11月11日 ブロック別啓発交流・相談会（河内北ブロック）
- ・11月18日 ブロック別啓発交流・相談会（河内南ブロック）
- ・11月21日 ブロック別啓発交流・相談会（北摂ブロック）
- ・11月27日 ブロック別啓発交流・相談会（泉州ブロック）
- ・2月3日 オンライン啓発交流・相談会

2. 人権関連情報収集・提供事業（受託事業）

（1）事業目的

効果的な人権啓発事業を行うために、人権課題に関する動向や講座・イベント情報等を収集、整理し市町村等に情報を提供することで、住民や職員等が人権問題に係る情報を活用していくことにつなげます。

（2）事業内容

①新聞等による人権問題の動向等の情報収集

朝日新聞（朝・夕・特集）や人権情報誌、インターネットから人権に関する記事を収集し、次のようにまとめました。

ア. 日にち、見出し、インターネット公開記事リンク先URL等をまとめたデータを作成しました。

イ. 上記から人権問題・人権啓発に関わる最新情報や動向等をトピックスとしてメールマガジンで配信しました。

○人権関連情報収集状況（2024年度）

月	新聞	その他(ネット)	合計
4月	125	4	129
5月	144	19	163
6月	130	0	130
7月	96	10	106
8月	107	14	121
9月	130	17	147
10月	120	14	134
11月	101	41	142
12月	139	62	201
1月	97	31	128
2月	84	15	99
3月	114	14	128
合計	1,387	241	1,628

②イベント講演会等の情報収集

大阪府、府内市町村や市町村人権協会等が主催するイベント情報を収集し、次のようにまとめました。

ア. イベント講演（公演）会の名称、開催日時、開催場所（開催方法）、内容（講師）、URL、問い合わせ先をまとめたデータを作成しました。

イ. 上記内容をメールマガジンで配信しました。

- ・収集した情報は閲覧可能な状態で保管しています。（6か月間）

- ・各団体からの広報協力等を受けた情報掲載による相互交流や学びあう場の提供を行いました。

③メールマガジンでの提供

収集した人権課題に関する動向や講座・イベント情報等を、大阪府・市町村や市町村人権協会等にメールマガジン「人権あらかると」で提供しました。（月2回実施）

OE メール配信での提供状況（2024年度）

	発行日	人権啓発支援事業情報	イベント・講演会	大阪府情報	情報（人権問題の動向等）	合計
4月前半	4月11日	3	4	3	14	24
4月後半	4月25日	3	7	2	12	24
5月前半	5月15日	4	7	3	17	31
5月後半	5月27日	4	7	2	19	32
6月前半	6月10日	3	8	4	20	35
6月後半	6月27日	7	12	4	26	49
7月前半	7月10日	5	16	4	31	56
7月後半	7月30日	4	16	3	24	47
8月前半	8月7日	4	6	3	14	27
8月後半	8月22日	4	17	4	29	54
9月前半	9月4日	5	8	6	33	52
9月後半	9月26日	4	17	4	40	65

10 月前半	10 月 11 日	4	11	4	29	48
10 月後半	10 月 28 日	5	20	4	31	60
11 月前半	11 月 15 日	4	20	6	33	63
11 月後半	11 月 27 日	6	46	6	35	93
12 月前半	12 月 10 日	4	24	5	46	79
12 月後半	12 月 24 日	5	15	3	59	82
1 月前半	1 月 14 日	9	17	6	52	84
1 月後半	1 月 31 日	6	24	7	27	64
2 月前半	2 月 18 日	4	15	4	32	55
2 月後半	2 月 26 日	4	17	3	18	42
3 月前半	3 月 10 日	3	5	2	16	26
3 月後半	3 月 28 日	5	7	4	38	54
合計		150	446	128	901	1,625

④ポータルサイトでの提供

効率的に人権関連情報を取得できるように、掲載可能なメールマガジンの情報をポータルサイトに掲載することで提供しました。

○ホームページ掲載での掲載状況（2024 年度）

	発行日	人権啓発支援事業情報	イベント・講演会	大阪府情報	情報（人権問題の動向等）	合計
4 月前半	4 月 22 日	3	4	3	14	24
4 月後半	5 月 9 日	3	5	2	12	22
5 月前半	5 月 24 日	4	7	3	17	31
5 月後半	5 月 31 日	4	6	2	19	31
6 月前半	7 月 12 日	4	3	4	20	31
6 月後半	8 月 26 日	8	6	4	26	44
7 月前半	8 月 29 日	5	12	4	31	52
7 月後半	8 月 30 日	4	11	3	24	42
8 月前半	9 月 19 日	4	4	3	14	25
8 月後半	9 月 30 日	4	7	4	29	44
9 月前半	10 月 28 日	5	5	6	33	49
9 月後半	10 月 29 日	4	7	4	40	55
10 月前半	11 月 26 日	4	7	4	29	44
10 月後半	11 月 29 日	5	12	4	31	52
11 月前半	12 月 27 日	4	13	6	33	56
11 月後半	3 月 3 日	6	34	6	35	81
12 月前半	3 月 7 日	5	18	5	46	74
12 月後半	3 月 10 日	5	13	3	59	80
1 月前半	3 月 13 日	9	11	6	52	78
1 月後半	3 月 14 日	6	11	7	27	51
2 月前半	3 月 21 日	4	8	4	32	48
2 月後半	3 月 21 日	4	7	3	18	32
3 月前半	3 月 28 日	3	3	2	16	24

3月後半	3月31日	5	3	4	38	50
合計		155	282	128	901	1,466

⑤人権リレーエッセイでの提供

「人権」をキーワードに様々な人や団体にインタビューした人権リレーエッセイについて、ポータルサイト掲載に向け、人権企画課と協議し、依頼と取材を行いました。

ア. 依頼と取材

回	取材日	タイトル（テーマ）	インタビュー先	所属
1	9月26日	「ビジネスと人権」の視点で取り組む人権課題	松岡 秀紀さん	（一財）アジア・太平洋人権情報センター
2	10月7日	ニーズ高まる犯罪被害者支援、公的なバックアップで盤石な基盤を	木村弘子さん	認定NPO法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター 事務局長
3	12月27日	画期的な「困難女性支援法」、理念の具体化をめざして	山中京子さん	コラボレーション実践研究所所長、大阪府立大学名誉教授
4	3月3日	社会的養護の観点から考える、「子どもを中心とした社会」とは	中村みどりさん	Children's Views & Voices 副代表

⑥紙媒体での情報提供

メールマガジンの講座・イベント情報（市町村のみ）とリレーエッセイの情報を、紙媒体で一年度分まとめて市町村に提供しました。

・紙媒体での情報提供： 2025年4月24日

3. 講師リスト・紹介事業（受託事業・自主事業）

（1）事業目的

府民や市民、行政職員が学びたい、又は学んでほしい人権問題のテーマや内容を重視して、講師リストの作成を行い、市町村等へ情報提供を行うことで、府内で行われている啓発事業を支援します。

（2）事業内容

①講師紹介

○講師紹介 月別相談件数（2024年度）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
10	12	24	23	25	13	13	16	7	12	10	7	172

○講師紹介 月別相談件数（2024年度）（自主）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0	0	5	0	6	0	0	5	1	0	0	1	30

②講師リストの情報収集

ア. 「人権啓発に関わるアンケート」の実施

本事業における人権啓発の講師紹介や講師リスト作成に資する情報収集として、委託事業参加の大阪府内の市町村（寝屋川市を除く）に「人権啓発に関わるアンケート」を実施しました。送付した42市町村全てから回答をいただきました。

送付日：6月24日付、締切日：7月12日

イ. アンケートの集約と報告

- ・回答をいただいたアンケートの集約を行い、「啓発実践・交流会」（7月24日実施）において、配付と集約結果の報告を行いました。また、欠席市町村には、郵送にて集約内容をお送りし、委託事業参加の全市町村に報告を行いました。
- ・「ブロック別啓発交流・相談会」（11月11日・18日・21日・27日実施）において配付し、人権啓発担当課が実施する業務における悩みや課題解決に向けた情報交換に活用しました。
- ・アンケートの情報に一部修正が発生したため、差し替え分のアンケートを大阪府及び委託事業参加の市町村に郵送（12月25日）しました。

③2024年度版 講師リストの作成

ア. 講師リスト作成の方向性

新規に掲載する講師とフィールドワーク先の依頼に向けて、新規依頼案作成の方向性、具体的な新規掲載案を作成しました。新規掲載案作成には、「人権啓発に関わるアンケート」で得たお勧めの講師や、大阪府人権総合講座の講師を参考にしました。

イ. 新規依頼と掲載内容の調整

新規に掲載する講師とフィールドワーク先に依頼を行いました。また、掲載の承諾をいただいた講師に、掲載内容の確認と調整を行いました。

ウ. 継続依頼と掲載内容の調整

2023年度掲載講師への継続依頼と掲載内容の修正確認を行い、その結果を反映させました。

エ. 講師リストの作成

以上の結果を反映させ、次の概要の通り、講師リストを作成しました。

○講師リスト 概要

項目	掲載数
人権総論	29
女性	22
子ども	35
高齢者	17
障がい者	31
同和問題	22
外国人	28
HIV感染	3
ハンセン病回復者	4
犯罪被害者やその家族	3
ホームレス	5
セクシュアル・マイノリティ、セクシュアリティ	24
職業や雇用をめぐる人権問題（一般）	10
職業や雇用をめぐる人権問題（ハラスメント）	11

項目	掲載数
インターネットによる人権侵害	8
自殺・自死問題、自死遺族問題	4
刑余者問題・矯正施設退所者	5
社会的養護	5
若者支援	9
依存症	10
様々な人権問題	51
人材養成	15
公演	6
講師延べ人数	357
講師実人数	181
視聴覚（パネル・ビデオ・DVD）	6
フィールドワーク	17
掲載延べ件数	380

オ. 講師リストの送付

「2024年度版 講師リスト」を大阪府と市町村人権担当課（寝屋川市を除く）に送付しました。

4. 人権情報誌・人権教育教材検討事業（自主事業）

- (1) 事業目的
人権に関する情報の提供と、人権教育に必要となる参加体験型学習教材を開発・作成し提供することにより、人権教育・啓発活動を促進します。
- (2) 事業内容
- ①人権情報誌の検討
「大阪府人権白書（ゆまにてなにわ）39」の作成検討など、効果的な人権情報誌の検討を進めました。
- ②人権教育教材の検討
効果的な人権教育教材の検討を進めました。

Ⅲ. 人材養成事業

1. 人権総合講座事業（受託事業）

- (1) 事業目的
人権尊重の社会づくりを推進するために、人権教育・啓発や人権相談に携わる際に必要な知識やスキル等を学ぶ講座を開催し、必要な人材を幅広く養成します。
- (2) 事業内容
- ①概要
- ア. 前期・後期あわせ8つの人材養成コースと幅広く人権問題が学べる人権問題科目群を設定しました。前期は、初任者や経験の少ない方向けのカリキュラムで、後期は、経験者向けのカリキュラムで実施しました。
- イ. 複数のコースの受講や各人材養成コース・人権問題科目群内の一部を受講できる「科目選択受講」を可能としました。
- ウ. 対象者は、大阪府内に在住または在勤の方で、大阪府、市町村、NPO団体等、企業、地域等において人権教育・啓発や人権相談に携わる方としました。
- エ. 受講者同士の交流を促進するため、対面・集合型を原則に設定しました。ただし、受講者の利便性を考慮し、一部科目はオンデマンド受講が可能となるように設定しました。

- ②講座内容
- 受講区分、対象、実施期間、科目数（2024年度）

区分			対象	期間	科目数
前期	人材養成コ	人権担当者入門コース	新たに人権担当になった方、新たに相談員になろうとする方	9月3日から10月2日	7
		人権ファシリテーター養成コース	ファシリテーターに必要な基礎知識を身に付けたい方	9月3日から10月23日	12

		人権啓発企画担当者養成コース	人権教育・啓発の企画や事業実施を担当する方	9月3日から10月22日	11
		人権相談員養成コース	相談業務経験が概ね1年以下の相談員	9月3日から9月18日	12
	人権問題科目群		大阪府内に在住または在勤の方で、人権教育・啓発や人権相談に携わる方	9月26日から10月31日	28
後期	人材養成コース	人権ファシリテータースキルアップコース	ファシリテーターとしての講師（実践）経験がある方等	1月15日	6
		人権コーディネータースキルアップコース	人権に関する各種事業実施に取り組む方、管理的業務を行う方等	1月29日	4
		人権相談員スキルアップコース	相談業務経験が概ね1年以上の相談員等	1月7日から1月31日	12
		人権相談員専門コース	相談業務経験が概ね3年以上の相談員、主任相談員、管理者等	1月10日から1月17日	12
	人権問題科目群		大阪府内に在住または在勤の方で、人権教育・啓発や人権相談に携わる方	1月22日から2月7日	16

③講座の充実に向けた取り組み

ア. 人材養成コース

- ・人権担当者入門コースは、人権問題の基礎理解や人権行政の基本等の基礎的知識を学ぶ講義に加えて、フィールドワークでの体験を通して人権課題の現状や課題、自立支援について学ぶことができるようにしました。
- ・人権ファシリテーター養成コース、人権啓発企画担当者養成コース、人権ファシリテータースキルアップコース及び人権コーディネータースキルアップコースは、講義による学びに加えて、ワークショップを通して学ぶことができるようにしました。
- ・人権相談員養成コースは、相談援助に必要な基礎的な学びに加えて、様々な人権問題を学ぶことで講座内容をより効果的に理解できるよう、前期の人権問題科目群（全28科目）の履修を修了要件としました。
- ・人権相談員スキルアップコースは、相談援助のスキルアップへの学びに加えて、様々な人権問題を学ぶことで講座内容をより効果的に理解できるよう、後期の人権問題科目群（全16科目）の履修を修了要件としました。
- ・人権相談員専門コースは、事例検討やケース会議等のグループ討議を行い、相談員のスーパーバイズや他機関との連携等に関わる相談援助のスキルの向上をめざしました。

イ. 人権問題科目群

- ・新しい人権課題や今日的・現代的課題を学ぶため、「様々な人権」科目において、「社会的排除・自己責任論」「ヤングケアラーについて」等を設定しました。

ウ. 受講の利便性向上

- ・ポータルサイトを通して受講申し込みの手続きや受講レポートの提出を可能にしました。

- ・人権問題科目群の一部で、会場受講が困難な方が受講する機会を得られるように、オンデマンドで受講できるようにしました。

④受講案内及び申込受付

(前期)

- ア. ポータルサイト公開 7月30日
- イ. 受講案内の送付 7月31日
- ウ. 申込期限 8月22日正午

(後期)

- ア. ポータルサイト公開 12月4日
- イ. 受講案内の送付 12月4日
- ウ. 申込期限 12月24日正午

・定員に満たないコースは1月6日まで受付を延長しました。

⑤履修要件及び修了認定

ア. 履修要件

履修要件として、受講及び受講レポートの提出を必要としました。

イ. 修了認定

人権ファシリテーター養成、人権啓発企画担当者養成、人権相談員養成、人権相談員スキルアップの4コースについて、大阪府人権総合講座企画委員会にて修了の可否の審査を行いました。

ウ. 修了証書の交付

修了者にはコースごとに修了証書（大阪府知事名）を交付しました。

エ. 科目履修証明書の交付

希望者には科目履修証明書（一般財団法人大阪府人権協会代表理事名）を交付しました。

交付者数

前期：48人、後期：45人

⑥受講申込・修了状況

受講申込者、受講決定者、修了認定希望者、修了認定者数（2024年度）（上半期）

【前期】

人材養成コース	定員	受講 申込者	受講 決定者	修了認定 希望者	修了 認定者
人権担当者入門	40	41	41	—	—
人権ファシリテーター養成	20	14	14	13	4
人権啓発企画担当者養成	20	15	15	15	8
人権相談員養成	50	51	51	45	36
コース 合計（延べ）	—	121	121	73	48

科目選択 合計 （人権問題科目群・人材養成コース）	—	196	196	—	
------------------------------	---	-----	-----	---	--

コース・科目選択 合計	—	317	317		
-------------	---	-----	-----	--	--

受講申込者 実人数：223 人

受講決定者 実人数：223 人

修了認定者 実人数：46 人

【後期】

人材養成コース	定員	受講 申込者	受講 決定者	修了認定 希望者	修了 認定者
人権ファシリテータースキルアップ	20	12	12	—	—
人権コーディネータースキルアップ	20	18	18	—	—
人権相談員スキルアップ	30	24	24	22	20
人権相談員専門	30	21	21	—	—
コース 合計（延べ）	100	75	75	22	20

科目選択 合計 （人権問題科目群・人材養成コース）	—	120	120	—	—
------------------------------	---	-----	-----	---	---

コース・科目選択 合計	—	195	195
-------------	---	-----	-----

受講申込者 実人数：131 人

受講決定者 実人数：131 人

修了認定者 実人数：20 人

⑦企画委員会

ア. 企画委員会の設置

イ. 第1回企画委員会の開催（オンライン）

1) 内容

- ・企画委員会設置について
- ・カリキュラム作成等、講座開催・運営に関わる基本的な事項について
- ・大阪府人権相談・啓発等事業について
- ・担当コースについて
- ・今後のスケジュール
- ・その他

2) 開催日時：6月25日 15時30分から17時

3) 開催場所：オンライン

ウ. 第2回企画委員会の開催（コース別に実施）

1) 内容：

- ・講座実施状況について報告（カリキュラム・受講者数等）
- ・各人材養成コースの実施について意見交換
- ・修了レポートの査読
- ・修了認定
- ・その他

2) 開催日時

- ・人権啓発企画担当者養成コース：11月20日10時から11時30分
- ・人権ファシリテーター養成コース：11月22日16時から17時30分
- ・人権相談員養成コース：11月25日9時30分から11時
- ・人権相談員スキルアップコース：3月14日10時から11時

3) 開催場所：全てオンラインで実施

エ. 第3回企画委員会の開催

1) 内容：

- ・今年度の実施状況について報告（カリキュラム、受講者数等）
- ・人材養成8コースの概要及び修了認定・修了者数について
- ・今年度の総括について
- ・次年度の方向性について
- ・その他

2) 開催日時：3月26日 15時30分から17時

3) 開催場所：オンライン

⑧開催報告

令和6（2024）年度大阪府人権総合講座の開催報告を大阪府人権相談啓発等事業ポータルサイトに掲載しました。

前期：12月18日

後期：3月31日

2. 人権ファシリテーター養成事業（自主事業）

（1）事業目的

人権問題学習を参加体験型で進められるファシリテーターの養成を行い、講師派遣と結合することで、地域や職場、学校において、人権に気づき行動につながる人権学習を促進します。

（2）事業内容

①養成講座テキストの作成

養成講座テキストの作成を進めていきました。

②養成講座の検討

人権問題学習ファシリテーター養成講座の内容や開催について検討していきました。

③上記事業を検討する検討委員会の設置

上記①②を検討する検討委員会を設置し、検討を進めていきました。

IV. ネットワーク推進事業

1. ネットワーク事業（受託事業・自主事業）

（1）「おおさか人権協会連絡協議会」

1) 事業目的

「おおさか人権協会連絡協議会」の加盟組織が相互交流、協働することにより大阪府および大阪府内の市町村・地域における人権尊重の取組みの推進に寄与することをめざします。

2) 事業内容

ア. 第1回代表者会議の開催

日時：2024年8月8日14時から16時30分

会場：HRC ビル

内容：①加盟団体からの取り組み紹介

②情報交流会

交流テーマ…指定管理、事業受託（指定管理以外）、組織運営、幅広い交流

参加人数：37 人

第2回代表者会議の開催

日時：2025 年 1 月 28 日 14 時から 16 時 30 分

会場：HRC ビル

内容：①加盟団体からの取り組み紹介

②情報交流会

交流テーマ…指定管理、事業受託（指定管理以外）、組織運営、幅広い交流

参加人数：31 人

イ. 幹事会の開催

1、日時：6 月 26 日 13 時 30 分から 14 時 30 分 会場：オンライン（Zoom 使用）

内容：総会の開催にむけての検討（総括、方針、役員、運営について）

2、日時：12 月 16 日 13 時 30 分から 14 時 30 分 会場：オンライン（Zoom 使用）

内容：第2回代表者会議の開催にむけての検討（総括、方針、役員、運営について）

3、日時：2025 年 3 月 27 日 13 時 30 分から 14 時 30 分 会場：オンライン（Zoom 使用）

内容：2025 年度第1回代表者会議会の開催にむけての検討（総括、方針、役員、運営について）

ウ. 第14回総会・学習会の開催総会の開催

日時：10 月 1 日 14 時 30 分から 16 時 30 分

会場：HRC ビル

内容：①総会 2023 年度活動報告・2024 年度活動方針、役員体制

②学習会 講演「重層的支援体制整備事業に関するアンケート（2023 年度実施）集計経過からみえるもの」

参加人数：46 人

エ. 専門部会の開催、人権協会・人権地域協議会の課題への相談支援

時宜に応じた取り組みの検討を行いました。

(2)「大阪府人権協会 20 市町村連絡会」との連携

①事業目的

「大阪府人権協会 20 市町村連絡会」とともに、同和行政及び人権行政の推進、並びに同和問題をはじめとする人権問題解決に向けた同連絡会の取り組みに協力し、連携を強化します。

人権行政をサポートする協働事業の構築を検討していきます。

②事業内容

ア. 全体会議開催への協力

日時：6 月 28 日 13 時 30 分から 15 時 30 分 会場：HRC ビル

内容：①講演会 「インターネットにおける部落差別～「全国部落調査」復刻版出版事件裁判や「部落探訪」事件裁判判決から差別されない権利の現在地を学ぶ～」

②全体会議 令和6年度役員体制、全体会議研修会について

参加人数：26 人

イ. 全体会議研修会開催への協力

研修会の開催に向けて、企画、実施準備について協力を行いました

内容：講演会と意見交流会

講演「インターネット上の人権侵害（差別書き込み）の現状と課題

～モニタリング事業の取組みをふまえて～」

意見交流会

参加人数：33 人

ウ. 幹事会の開催への協力

日時：5 月 15 日 14 時から 15 時 会場：オンライン（Webex 使用）

内容：全体会議の開催について

(3) 「えせ同和行為等根絶大阪連絡会議」

①事業目的

同和問題の解決、人権が確立された社会の実現に向け、「同和問題」を口実に不当な利益等を要求する「えせ同和行為」等の根絶をめざすことを目的とします。

②事業内容

「えせ同和行為等根絶大阪連絡会議」の事務局を担い、関係機関と連携した取組みを進めています。

ア. 事業所や府民からのえせ同和行為に関する相談や問い合わせの対応

相談：1 件、問い合わせ：1 件

イ. えせ同和行為等の発生報告の集約

報告数：3 件（府内 1 件、他府県での発生 2 件）

ウ. 研修や啓発活動の実施

1) 事務局会議

日時：7 月 31 日 10 時から 11 時

会場：部落解放同盟大阪府連合会会議室

内容：活動報告（加盟促進、発生報告）、役員の変更、第 18 回総会と研修会の開催検討

2) 加盟促進

さらに取組みを推進していくために、2023 年度に加盟勧奨をしたものの未加盟になっている団体へ引き続き加盟勧奨の検討を行ないました。

エ. 第 18 回総会の開催

日時：10 月 16 日 14 時から 16 時 30 分

会場：大阪市立阿倍野市民学習センター

内容：第一部 総会…2023 年度活動報告、2024 年度活動方針

特別報告「暴力団等反社会的勢力の現状と対策」

第二部 研修会…「インターネット上における部落差別助長行為の現状から学ぶ

～尼崎インターネットモニタリングの取組みから～」

参加者：102 人

(4) 「大阪府人権福祉施設連絡協議会」

①事業目的

地域における人権のコミュニティづくりに取組まれている人権福祉施設と連携して、福祉と人権の課題解決に向けた取組みを進めます。

②事業内容

「大阪府人権福祉施設連絡協議会」の事務局を(公財)住吉隣保事業推進協会に委託し、連携した取り組みを進めました。また、コミュニティ・エンパワメント事業における相談活動や隣保事業・地域づくりを定着させる取り組みを行ないました。

ア. 委託先と連携した事務局の運営

役員会

総会・学習会

日時・会場：4月23日 総会 13時から16時30分

内容・2023年度事業・会計・会計監査報告、2024年度事業方針並びに予算案、学習会

参加者：30人

事務局会議：8月2日

大阪府への要請行動の実施

隣保館事業への継続支援を求めるため、大阪府地域福祉課へ要請行動を行いました。

7月4日 会場：大阪府地域福祉課

イ. 委託先と連携した研修や調査研究事業の取組

ウ. 関係機関との連携

(5) 人権関係団体連携事業

①事業目的

人権問題に取り組む様々な団体との連携により、人権問題の解決に向けた取り組みを前進させます。

②事業内容

ア. ハンセン病問題解決支援

「ハンセン病問題基本法」の具体化に向け、ハンセン病回復者支援センターと連携し、大阪府や市町村の役割と関わりを重視しながら取り組みを進めました。

ハンセン病問題講演会に向けた実行委員会に参画しました。

実行委員会への参加

イ. 児童養護施設等の子ども及び経験者の支援

社会的養護の問題を、当事者の権利の観点から取り組む必要があるため、社会的援護が必要な子ども(施設・里親経験者含む)たちの支援に向け、大阪府人権協会として必要な取り組みについて検討を進めました。

1) 社会的養護当事者団体である Children's Views & Voices (以下、CW) に協力しました。

総会や学習会の運営支援 6/30、時宜に応じて事務局会議への参加し運営を支援

2) CW から寄せられる社会的養護当事者の相談事案について連携して対応しました。

3) 子どもシェルター(特定非営利活動法人子どもセンター「ぬっく」)の活動への協力を検討しました。

ウ. 識字・日本語学習支援

識字・日本語学習の支援を進めるために、識字・日本語連絡会に加盟するとともに、識字・日本語センターに参画してその運営を進めました。また大阪識字・日本語協議会に参画して大阪府内の識字・日本語施策・事業を進めました。

1) 識字・日本語連絡会 幹事会・総会 研究集会：全体会への参画

2) 識字・日本語センター 役員会に参加

3) 識字・日本語協議会 担当者連絡会に参加

2. 人権 NPO 等創造事業（助成事業・自主事業）

（1）事業目的・目標

多様化・複層化した人権問題の解決に向けて、人権 NPO 等（人権問題解決に取り組む NPO 等）への支援と協働した取り組みを進めることにより、人権問題の解決に向けた取り組みのネットワークをつくりまします。

（2）具体的な内容

1）人権 NPO 協働助成事業

ア. 人権 NPO 協働助成事業のまとめとフォローアップ

一般財団法人民間公益活動連携機構（JANPIA）による休眠預金助成金を受けて実施した人権 NPO 協働助成事業のまとめと、その一環としてのフォローアップを行ってまいりました。

- ① 会計精算と事後評価に取り組ましました。
- ② JANPIA からの実地監査に向け取り組みを進めましました。

イ. 助成事業

①2025 年度人権 NPO 協働助成金事業の募集

1 年コース募集：2024 年 12 月 20 日から 2025 年 2 月 20 日

（半年コースは 2025 年 4 月 10 日から 6 月 20 日の募集、上限 10 万円、3 団体）

助成金上限：30 万円（1 団体あたり）

応募団体：12 団体

採択：3 団体

- ・子どもと作る防災の町 MISONO 版／特定非営利活動法人 KARALIN
- ・識字・日本語学習活動を通して防災レジリエンスを高める／識字・日本語研究会
- ・ひとり親世帯の災害時子どもネットワーク／特定非営利活動法人 スイスイ・すていしゅん

公募説明会：1 月 16 日（木）13：30-14：30 参加 5 団体

1 月 17 日（金）18：30-19：30 参加 3 団体

②事業計画のつくり方講座

2 月 6 日 13 時 30 分から 16 時 30 分 「誰一人とりのこさない事業計画の作り方講座」

講師： 田村太郎さん （一般財団法人 ダイバーシティ研究所）

参加：21 人

*休眠預金助成金をきっかけにできたつながりにより、遺贈を扱う司法書士法人 杠（ゆずり）は）グループにおける遺贈紹介先として、当協会を掲載いただけることになった。

②被差別・社会的マイノリティ団体等のプラットフォーム

ア. プラットフォームづくり

助成団体や連携団体とのつながりづくりをはじめ、人権問題に取り組む様々な団体のプラットフォームの実施に向けて検討を進めてまいりました。

イ. 人権 NPO の活動支援

人権問題に取り組む様々な団体の活動支援に向けて、中間支援組織としての役割を検討しました。

B. その他の事業

I. 人権啓発促進事業

1. 人権関係冊子等販売事業（自主事業）

（1）事業目的

大阪府人権協会が制作した冊子の販売促進を図ることで、人権啓発の普及を図ります。

（2）事業内容

- ①「人権ポケットエッセイ2―明日を生きる―」の販売
- ②「やってみよう！人権・部落問題プログラム」の販売
- ③「やってみよう！人権・部落問題プログラム」の後継本の編集検討を進めました。

2. 人権研修受託事業（自主事業）

（1）事業目的・目標

人権研修等（人権学習・人権研修）に大阪府人権協会職員等を講師として派遣したり、講師を紹介したりすることで、人権研修等の充実を図ります。

（2）事業内容

- ①職員や外部講師を協会紹介講師として紹介・派遣
職員の講師等派遣の実績：71件
他に、講師登録システム作りや講師の登録依頼の準備を進めました。
- ②様々な人権問題にかかわる講師の紹介
- ③人権研修の受託業務（企画・コーディネート等）
実績：1件 大阪狭山市「令和6年度 職員人権研修実施業務」の受託

3. 人権啓発記事作成事業（受託事業）

（1）事業目的・目標

人権啓発記事の作成を通じて、人権啓発を推進します。

（2）事業内容

- ①JA大阪人権推進連絡会からの委託
内容と回数：「JA大阪」ひゅーまんらいつの記事の作成を行いました。
回数：年5回
納品：10月 「部落問題を身近に考えるために」
11月 「インターネット上の人権侵害への大阪府の取り組み」
12月 「私たちの身近な認知症高齢者への尊厳を大切に」
1月 「働く人を守るためのカスハラ対策義務化の動き」
2月 「働く人の心の健康（メンタルヘルス）」

Ⅱ. 人材養成促進事業

1. 介護サービス相談員研修事業（自主事業）

（1）事業目的・目標

介護サービス利用者の権利擁護のために、大阪府内各市町村に登録された（予定含む）介護サービス相談員に必要な知識及び技術の習得を図るための研修を実施します。

※介護サービス相談員：特別養護老人ホーム等の介護サービス提供の場を訪問し、利用者の疑問や不満に対応したり、訪問時に気づいたりしたことを事業者に伝え、利用者と事業者の橋渡し役になることでサービスの質の向上を目指します。

（2）事業内容

①対象

大阪府内各市町村に登録された（予定含む）介護サービス相談員

① 養成研修

介護サービス相談員になるために必要な知識及び技術の習得を図る養成研修を企画・実施しました。

期間：9月5日、9月11日、9月20日、9月25日、10月3日、参加市町村での実習、
11月1日 計7日間

対象：介護サービス相談員登録予定者

受講者：46人（正相談員 40人、補相談員 4人、補充 2人） 府内18自治体

修了者：46人

② 現任者研修

現任者に必要な知識や技術、経験交流等により、相談活動の更なる充実を図る現任研修を企画・実施しました。

期間：2月14日、2月17日 計2日間

対象：介護サービス相談員・介護サービス相談員補の登録者

受講者：58人 府内18自治体

修了者：58人

Ⅲ. 土地活用事業

（1）事業目的

大阪府人権協会が所有している土地を有効に活用し、大阪府人権協会の安定的な運営と、自主財源の確保をはかります。

（2）事業内容

民間会社と定期借地契約を結んで、販売店舗として活用をしていただきました。

Ⅳ. A´ワーク創造館事業（LLP）

（1）事業目的

労働者および就職に関して困難を抱える人々に職業生涯を通じた職業教育訓練の機会を提供することで、経済社会の変化に対応した職業能力の開発及び人材の育成を図り、地域の職業生活の安定と産業の振興に貢献します。

(2) 事業内容

有限責任事業組合大阪職業教育協働機構（A´LLP）に参画し、共同して A´ワーク創造館の事業を運営しました。

C. 法人運営

1. 役員会等の開催

大阪府人権協会の法人運営のため、次の会議を開催しました。

(1) 評議員会の開催

① 定時評議員会

日時：6月24日 10時から12時 会場：HRCビル

評議員総数：10人 出席評議員：7人 出席理事：3人 出席監事：1人

議題：議長及び議事録署名人の選任

2023年度事業報告及び決算報告に関する件

2023年度公益目的支出計画実施報告書に関する件

2023年度監査報告

報告事項・大阪府インターネット上の誹謗中傷・差別等に関する専門相談窓口設置・運営事業について

・大阪府人権相談・啓発等事業について

・2024年度事業計画及び予算について

(2) 理事会の開催

第1回理事会

日時：5月20日 14時から16時 会場：HRCビル

理事総数：10人 出席理事：7人 監事：1人

議題：2023年度事業報告及び決算報告の承認に関する件

2023年度公益目的支出計画実施報告書の承認に関する件

2023年度監査報告

2024年度事業計画および補正予算に関する件

評議員選定委員会に推薦する評議員の候補者に関する件

2024年度定時評議員会の開催に関する件

事務局の体制に関する件

第2回理事会

日時：12月5日 10時から12時 会場：HRCビル

理事総数：10人 出席理事：9人 監事：1人

議題：2024年度上半期業務執行状況監査報告（案）に関する件

2024年度上半期業務執行状況監査報告

2024年度事業計画及び補正予算（案）に関する件

その他

ネットハーモニー2023 年度相談実績報告について
休眠預金活用、人権 NPO 協働助成事業報告について

第3回理事会

日時：3月3日 14時から16時 会場：A´ワーク創造館
理事総数：10人 出席理事：8人 監事：1人
議題：2025年度事業計画（案）及び収支予算（案）に関する件
その他
情報提供「部落探訪」削除裁判について

(2) 評議員選定委員会の開催

①第1回評議員選定委員会

日時：6月7日 10時から11時10分 会場：大阪府人権協会・オンライン
評議員選定委員総数：5人 外部委員：2人 評議員：1人 監事：1人 事務局員：1人
出席事務局員：4人
議題：評議員選定委員会について
議案の審議
その他

2. 大阪府及び市町村、関係団体等との協議・連携

大阪府における人権施策を推進していくために、大阪府及び市町村、人権関係団体等との連携を行っています。

①大阪府人権担当部局をはじめ関係部局との連携

- ア. 人権施策の推進に向けて、大阪府人権担当部局をはじめ関係部局との連携を進めました。
- イ. 人権施策をはじめ様々な施策の推進に向けた審議会等に参加しました。

②市町村人権担当部局をはじめ関係部局との連携

- ア. 人権施策の推進に向けて、市町村人権担当部局をはじめ関係部局との連携を進めました。
- イ. 人権施策をはじめ様々な施策の推進に向けた審議会等に参加しました。

③人権問題に取り組む関係団体や NPO 等との連携

3. 大阪府人権協会の広報

①大阪府人権協会の事業を広報しています。

「大阪府人権協会ニュース」の発行 年3回程度
協会ニュース第48号を発行しました。

②ホームページでの広報 随時

③「メールマガジン」の発行

4. 職員の資質向上

人権問題に取り組む大阪府人権協会職員の資質を向上させるための研修を行ないました。

① 各種講座や研修会の実施

② 職員研修

日時：5月28日から9日 内容：SNS相談・メール相談等研修
日時：9月3日から10月31日 内容：2024年度大阪府人権総合講座
日時：1月7日から2月7日 内容：2024年度大阪府人権総合講座
日時：1月20日 内容：職員人権研修（「部落探訪」について）